

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画

令和6年3月

清瀬市

はじめに～清瀬市が目指す「未来の学校」～

「不透明で不確実な時代」「現在の延長線上にはない未来」「正解のない社会」…。これらの言葉が象徴するように、世の中は急激な勢いで変化し続けています。イギリスオクスフォード大学の研究チームが「20年後には49%の仕事がAIにとってかわるだろう」との分析結果を発表して約10年。すでにファミリーレストランではロボットが料理を運び、無人のコンビニエンスストアが誕生し、一部の国では自動運転のタクシーが街を走っています。

このような激動の社会を生きるために必要不可欠な力として、清瀬市では①漢字が数多く書けたり計算が正確にできたりする力だけではない「生きて働く知識や技能」 ②未知の状況においても活用できる「思考力・判断力・表現力」 ③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学び続ける力や人間性」 ④自らが生まれ育った「ふるさと清瀬を誇りとし持続発展の主体者となる力」 ⑤自分と他者の命を守る「生命尊重の実行力」の五つを掲げ、主に学校教育を通してその育成を図ってきました。

建設に向けて議論が進んでいる新校は、いかなる社会状況においても、「五つの力」をすべての子供たちに対してより確かに育める「未来の学校」として、また清瀬の学校教育の「象徴」として、そして全国のモデルとなるような「コミュニティの拠点」として存在できるようにすべきです。

清瀬市新校開設に向けた基本構想・基本計画策定委員会には、この遠大な理念を具現化すべく、市民の方々によるワークショップの成果、教職員に対するアンケートの結果、清瀬小学校の子供たちと教育委員との懇談などで寄せられた意見を基に、一年間にわたる真摯な議論を重ねていただきました。

また、同時に教育委員会においても「五つの力」を確かに育む教育内容や方法、そしてそれらを効果的かつ教育的に推進できる施設設備の在り方を、専門的な視点から熟議を重ねてきました。本書はその集大成であり、なおかつ現在、そして未来の清瀬市が目指すべき学校教育の指針を示すものとなっています。

教育の目的は、未来社会の担い手と幸せな人生の創り手を育てることにあります。そして「未来の学校」は、これまで以上に子供たちの安心安全が確かに約束され、子供にとっても市民にとっても、学ぶ喜び、関わる楽しさ、伸びる感動に満ちた場としなければなりません。

私たちの清瀬市は、この目的を改めて確認するとともに、当基本構想・基本計画を踏まえ、小学校と中学校のとのつながりを大切にした教育を推進し、知識や技能の習得はもとより、身の回りの出来事や社会的な問題に対して、自ら課題を発見し、他者と協働しながらその解決策を考え、よりよい方法で発信できる子供たちを確かに育てられる新しい学校を創造します。また、市民が集い、学び、生きがいを手に入れ、強い絆を創ることができる誇り高き学校を、そして子供や教師だけでなく、保護者や地域も共に力を合わせて成長・発展し続ける持続可能な学校を、社会総がかりで創り上げてまいります。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画

目 次

1 章	清瀬小学校の概要	
1-1	規模と教育活動等	- 1
1-2	校地等の環境	- 3
1-3	施設環境	- 9
2 章	学校教育と施設の今日的な課題	
2-1	学習指導要領	-11
2-2	令和の日本型学校教育	-12
2-3	新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について	-13
2-4	次代を生きる清瀬の子供たちに必要不可欠な資質・能力について	-14
3 章	基本構想	
3-1	学校づくりの目標	-16
4 章	計画条件等	
4-1	法的条件	-18
4-2	計画学級規模	-20
4-3	補助基準面積	-21
4-4	留意事項	-22
5 章	基本計画	
5-1	施設計画の目標	-23
5-2	所要室・面積構成の考え方	-26
5-3	各室・スペースの方針	-35
5-4	学校施設の地域開放と安全対策	-49
5-5	大規模災害時の避難所利用	-52
5-6	地球環境配慮と学校施設のあり方	-55
5-7	ICT/教育 DX のあり方	-61

1章 清瀬小学校の概要

現在の清瀬小学校の規模や教育活動、施設概要を示す。

1-1 規模と教育活動等

(1) 沿革

清瀬小学校は創立125年を迎えた清瀬市で一番歴史のある学校である。施設の変遷を中心とした沿革を示す。

明治31年3月12日	清明（下清戸）、清瀬（中里）小学校を併せて、現在地に清瀬村立昇進小学校として開校
昭和16年4月1日	東京府北多摩郡清瀬村立清瀬国民学校と校名改称
昭和22年4月1日	東京府北多摩郡清瀬村立清瀬小学校と校名改称
昭和39年2月	中校舎落成 校歌制定（作詞 古関吉雄、作曲 岡本敏明）
昭和43年4月1日	特殊学級（現 特別支援学級 併設）
昭和44年8月12日	プール落成（25m循環浄化式）
昭和45年10月1日	市制実施により、東京都清瀬市立清瀬小学校と校名改称
昭和46年4月1日	北校舎鉄筋3階建落成
昭和48年7月	体育館完成
昭和49年3月	南校舎鉄筋2階建落成
平成2年8月	北・南校舎改修工事（生活科学習室完成）
平成3年3月9日	体育館大規模改修完成
平成10年11月7日	創立100周年記念式典挙行
平成21年2月10日	清瀬市学力向上推進モデル校として発表
平成26年4月1日	清瀬市特別支援教育研究指定校
平成27年4月1日	インクルーシブ教育システム構築モデル事業対象校
平成29年4月1日	東京都「人権の花」運動実施協力校
平成30年4月1日	特別支援教室「きらり」設置
令和3年4月1日	特別支援学級名称改編「あおぞら学級（知的障害）」「たいよう学級（自閉症・情緒障害）」

(2) 教育目標

○元気な子 ○考える子 ○協力する子 ○仲良くする子

平和を希求し、人権尊重の精神を基調にして、
知・徳・体・人格の調和のとれた児童の育成を目指します。

(3) 児童数 (令和5年5月1日 現在)

	通常の学級	特別支援学級 (知的・情緒)	合計
1 学年	105 人 (3 学級)	2 人	107 人
2 学年	122 人 (4 学級)	5 人	127 人
3 学年	103 人 (3 学級)	7 人	110 人
4 学年	132 人 (4 学級)	11 人	143 人
5 学年	83 人 (3 学級)	6 人	89 人
6 学年	89 人 (3 学級)	11 人	100 人
合計	634 人 (20 学級)	42 人 (6 学級)	676 人

※教員 (本務者) は 40 人

(4) 学校経営方針 (令和5年度)

- 学び続け、進化し続ける学校
- 振り返りから、改善を生み出せる学校

この2点を柱に掲げ、PDCAサイクルにより全教育活動をより良い方向へ推進することにより、子供たちに「志」をもたせる学校をつくり上げる。その際、教職員一人一人が以下の点について留意し、職務を遂行する。

- | | |
|------------------|---------------------------------------------|
| 1 子供を育てるプロ集団 | →高め合うプロの意識をもつ。 |
| 2 指導力向上への惜しまない努力 | →常に進化する教員を目指す。 |
| 3 日常的な危機管理意識の維持 | →「きっとわかっているはず。まあこれくらい。」という意識は払拭し、高いアンテナをもつ。 |
| 4 業務の効率化 | →その教育活動や業務の目的は何か、本当に必要かということを常に考える。 |
| 5 公費及びコスト意識の高揚 | →子供の側に立った積極的な活用を常に留意する。 |

1-2 校地等の環境

(1) 校区

清瀬小学校の校区は清瀬市の中部に位置する。柳瀬川を隔てて所沢市に隣接している。

学校は校区の中で南北方向の中央付近、東西方向の東端に位置する

○住所表示

- ・上清戸 二丁目 全域
- ・中清戸 二丁目 全域
- ・中里 三丁目 全域
- ・中里 四丁目 全域
- ・中里 五丁目 540～646、737～747、836～846、900～905 番地
- ・中里 六丁目 288、324、330、370、372、407～428、504～539 番地、95 番 1～7 号

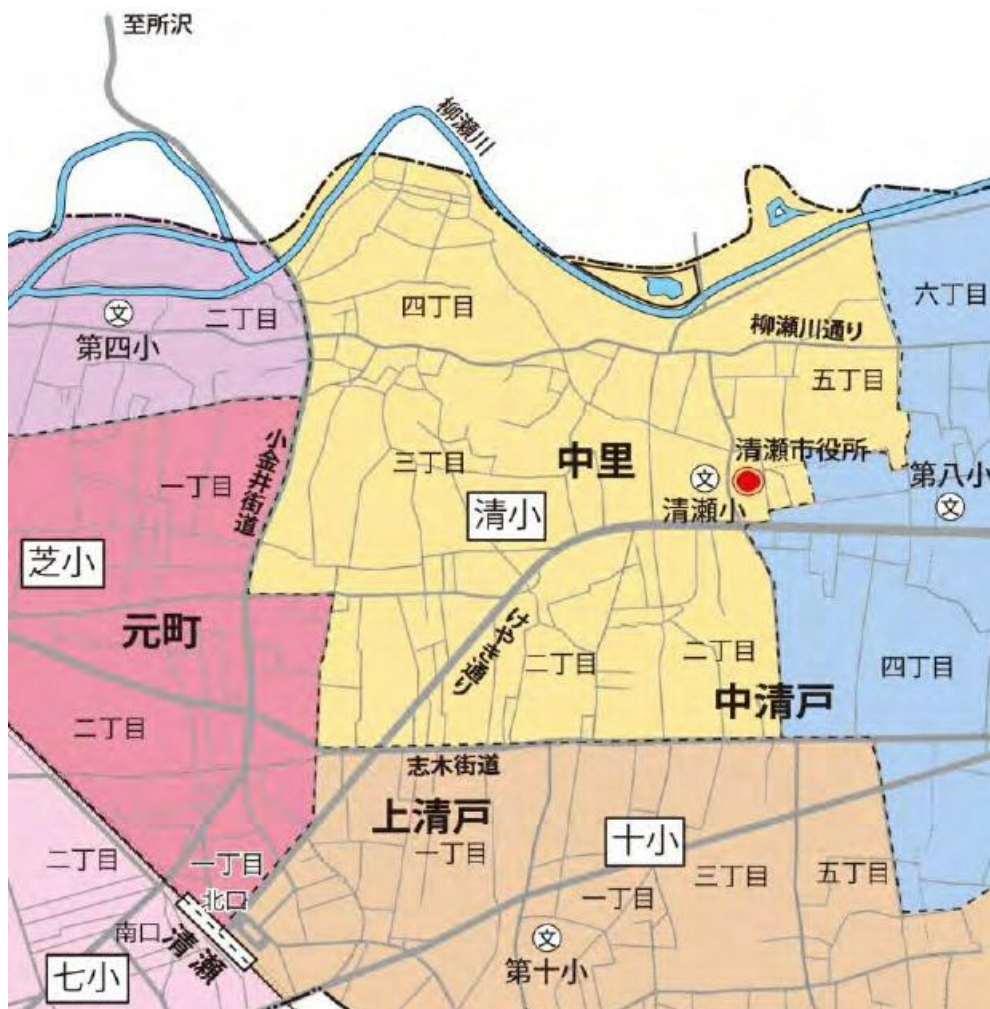


図.小学校校区拡大図 (出典：清瀬市教育委員会ホームページ)

(2) 近隣環境

清瀬小学校は東側にある市役所通りを挟んで市役所としあわせ未来センターに隣接している。市役所通りを南下すると清瀬消防署がある。北上すると徒歩10分ほどで柳瀬川にたどり着き、清瀬金山緑地公園に行くことができる。

校区内には清瀬市郷土博物館や中里富士塚(清瀬10景)といった歴史的遺構もある。

周辺は低層住宅地と生産緑地で構成されている。



写真.学校周辺環境 (google map)

ア.校区内の主な公共施設 (市役所を除く)

○しあわせ未来センター

- ・子育て支援課
- ・清瀬市子ども家庭支援センター
- ・清瀬市教育支援センター (フレンドルーム)

- ・清瀬市教育相談室
- ・健康センター機能 クッキングスタジオ、フィットネスルーム等



外観



フレンドルーム



クッキングスタジオ

○中清戸地域市民センター

多目的ホール	139 m ²	定員 72 人
第一集会室 (和室)	34 m ²	定員 24 人
第二集会室 (和室)	114 m ²	定員 72 人
第一会議室	130 m ²	定員 72 人
第二会議室	57 m ²	定員 30 人



○中里地域市民センター

会議室 1	84 m ²	定員 50 人
多目的ホール	141 m ²	定員 85 人
集会室 (和室)	122 m ²	定員 90 人
会議室 2	37 m ²	定員 20 人



(3) 校地

清瀬小学校は清瀬中学校と一体的な校地を持ち、南西側と南東角地の民地と接している。正門はけやき通りに面した位置にある。他に北側の交差点にも門があり、北方向から通う児童を受け入れている。来訪者用玄関は市役所に面した東門の前にある。

校地と市役所の間にある道路（市役所通り）は新市役所の建設に合わせて市役所側は歩道を整備しており、校地側は本事業で歩道を整備する。また北側道路も中学校校地を含めて道路を拡幅し歩道を整備する予定である。



図.校地



① 清瀬小学校 東門付近



② 児童玄関

市役所通りの校地側には歩道はなく、通学路にしていない。東門は来客が利用する。中校舎と北校舎の間に児童玄関があるが、児童はけやき通りの正門と北門からアクセスしている。

校地は市役所通りより 50 cm 程度高い。古いメッシュフェンスで囲われている。



③ 南校舎と校庭 芝生



④ けやき通りと校地南西角

校庭は一部芝生化している。中学校とともに校地内の樹木が成長している。

けやき通り側の校庭にはネットフェンスがあるが、錆が多く一部でたわみも見られる。校地はけやき通りより 1m 弱高い。



⑤ 清瀬小学校 校庭



⑥ 小学校・中学校連絡門



⑦ 小学校と中学校を隔てる塀



⑧ 清瀬中学校 西側道路

小学校と中学校の間には古いブロック塀がある。汚れが目立ち、安全性が懸念される。

清瀬中学校の正門前の道路には学校側のみ歩道が整備されている。



中学校の正門から東側の小学校の校地まで視線が通る。

中学校の西側の道路は北の方に下がっており、北西角地で道路とのレベル差が1m程度ある。北側の道路は通学路だが歩道はない。



コミュニティハウスの前の道路は歩道が整備されている。

小学校の北東角地には北門と呼ばれる歩道が校地側に整備されている。単管パイプで車道と区画している。通学路の安全点検で課題とされている場所である。

1-3 施設環境

(1) 施設概要

現在の清瀬小学校の校舎等の保有面積と棟ごとの面積、建設年等を清瀬中学校、コミュニティハウスと共に示す。

ア.保有面積等

○清瀬小学校保有床面積（施設台帳）

校舎	5,268 m ²
屋内運動場	671 m ²
給食室	155 m ²
プール付属	15 m ²

○清瀬中学校保有床面積（施設台帳）

校舎	5,612 m ²
屋内運動場	768 m ²
給食室	167 m ²
プール付属	19 m ²

○コミュニティハウスの施設概要

用途	集会場（1階）・児童福祉施設（2階）
床面積	395 m ²

イ.校舎等の配置・建設年度

現在の校舎や体育館は昭和39年から49年に掛けて建設されている。校舎は大きく南校舎・中校舎・北校舎の3棟に分かれている。すべて耐震改修済みである。

中学校の施設とコミュニティハウスが小学校の施設の西側から北側に近接配置されているため、周囲に余裕はない。

中学校の施設は体育館が一番古く、校舎は昭和50年に建てられたものが主である。北側の特別教室棟のみ昭和61年3月に建設された新耐震の建物である。

コミュニティハウスは令和2年に建設されたものである。

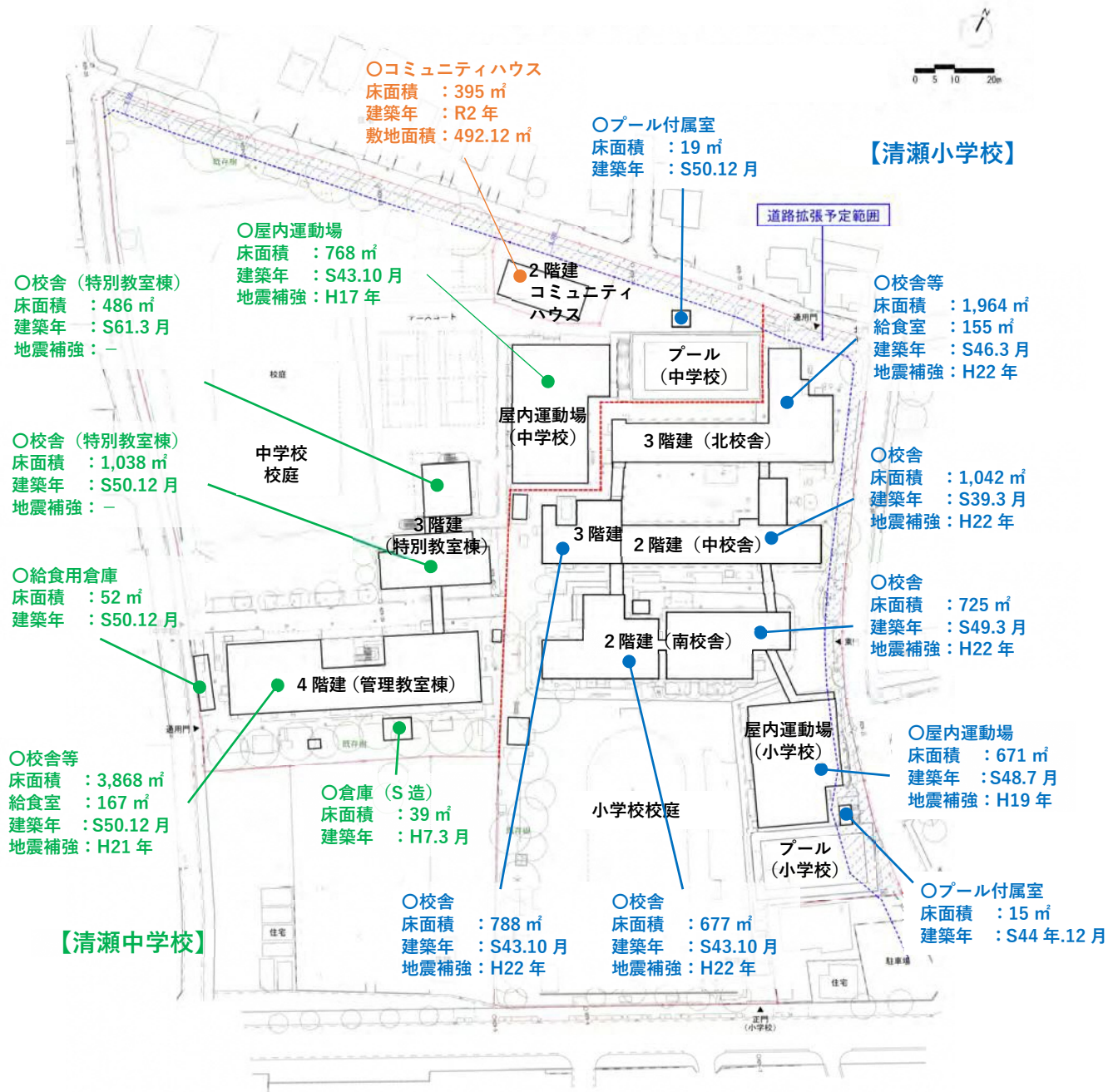


図.校舎等の配置と規模など

2章 学校教育と施設の今日的な課題

2-1 学習指導要領

文部科学省は全国のどの地域でも一定の教育水準を保つため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準として「学習指導要領」を定めている。

現行学習指導要領は、「学びに向かう力、人間性」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」という3つの資質・能力をバランスよく育てることを目指している。

そのためには「どのように学ぶか」という視点を重視して、主体的・対話的で深い学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)で授業の改善を図ることが大切とされており、この考え方は幼保小中高で一貫している。

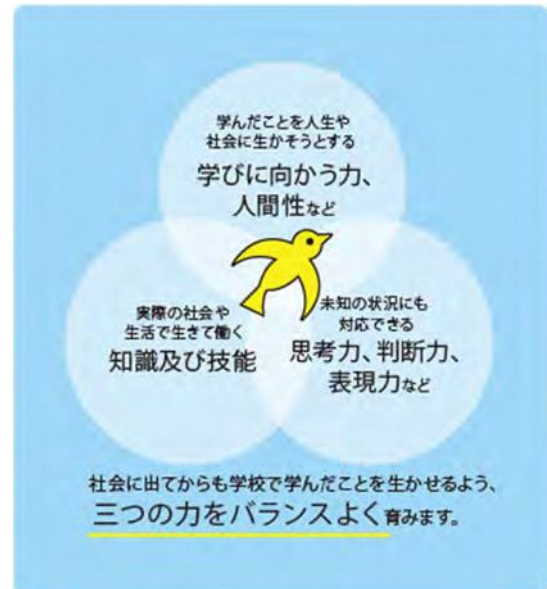


図.目指す3つの資質・能力

また社会とのつながりの中で学ぶことが子供たちの3つの資質・能力の育成につながることから、学校と社会が連携した教育活動がますます大切であり、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められるとされ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有する」ことがポイントとされている。

そして、コミュニティ・スクール(学校運営協議会※1を置く学校)と地域学校協働活動※2の一体的な推進が、「社会に開かれた教育課程」の実現につながるとしている。

更に「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、地域社会の協力を得ながら、組織的かつ計画的にカリキュラムを作成・実施・評価・改善することで教育活動の質的向上を図ること、いわゆるカリキュラム・マネジメントを確立させることが大事としている。

カリキュラム・マネジメントには「教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる」「地域と連携し、よりよい学校教育を目指す」「学校教育の効果を常に検証して改善する」という3つの側面があるとされている。

※1 学校運営協議会とは、地域住民や保護者等が学校運営に参画し、「熟議」を通して目標やビジョンを共有することによって、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる、法に基づく仕組み

※2 地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。教育委員会は、地域住民と学校との情報共有を行う地域学校協働活動推進員を委嘱できる

2-2 令和の日本型学校教育

中央教育審議会は、令和3年1月26日の第127回総会において「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」を取りまとめた。本答申は中教審が平成31（2019）年4月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されたことを受け、初等中等教育分科会に「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」を設置し、同年6月に第1回を開催して以降、19回にわたり、議論が進められてきたものである。この間、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、全国で学校の臨時休業の措置が取られ、長期にわたり学校に通えないという危機的事態が生じた。こうした状況を踏まえて本答申でも学校の役割が再認識されている。

総則には、「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子供たちの資質・能力を確実に育成する必要がある、そのためには、新学習指導要領の着実な実施が重要であるとした。その上で、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とした。ここでは、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。」とある。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」を学習者の視点から整理した概念）

指導の個別化

基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、

- ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
- ・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

②協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実する

集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

2-3 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

現行学習指導要領の理念や「令和の日本型学校教育」答申を踏まえ、文部科学省では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議※において議論を進め、令和4年3月30日に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」報告書を取りまとめて公表した。

コロナ禍での長期にわたる学校の臨時休業、教育活動の制限の中での学校現場の創意工夫を踏まえ、ポストコロナ時代における学校施設の役割と価値を捉え直し、一斉指導による授業のスタイルだけではない学びのスタイルの多様化、時空間を超えた学びのスタイルの変容に対応する必要があること、そのためには従来の学校の型、固定観念から脱し、学校全体を学びの場、交流の場として捉え直す「未来思考」の視点が大切であるとしている。

どのような学びを実現したいか、そのためにどのような学びの空間と道具立てが必要か、そしてそれらをどう生かすか、ということに関係者が議論しビジョンとして共有することが必要とされている。

新しい学校施設の姿を樹木に見立て、土台となる根に「環境」と「安全」、軸となる幹に「学び」を据え、その学びを豊かにする枝を「生活」と「共創」としている。「生活」はポストコロナの衛生環境整備に加えて、子供たちを受けとめる温かみのある居場所としての学校施設という想い、「共創」には地域や社会と学校が連携・協働することで創造的な教育活動を実現する場を創るという想いがそれぞれ込められている。

※ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 新しい時代の学校施設検討部会

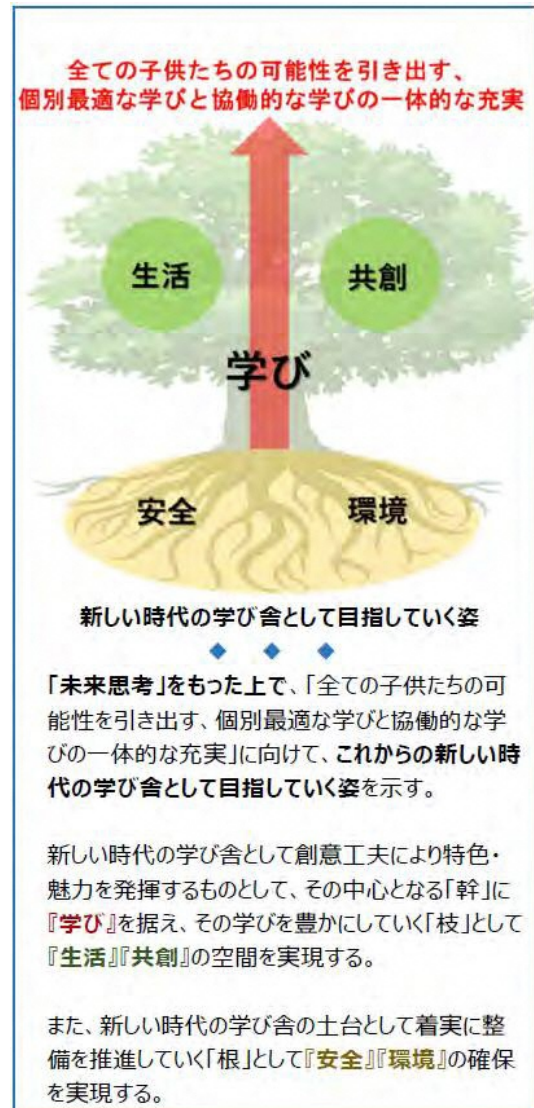


図.新しい時代の学び舎として目指していく姿

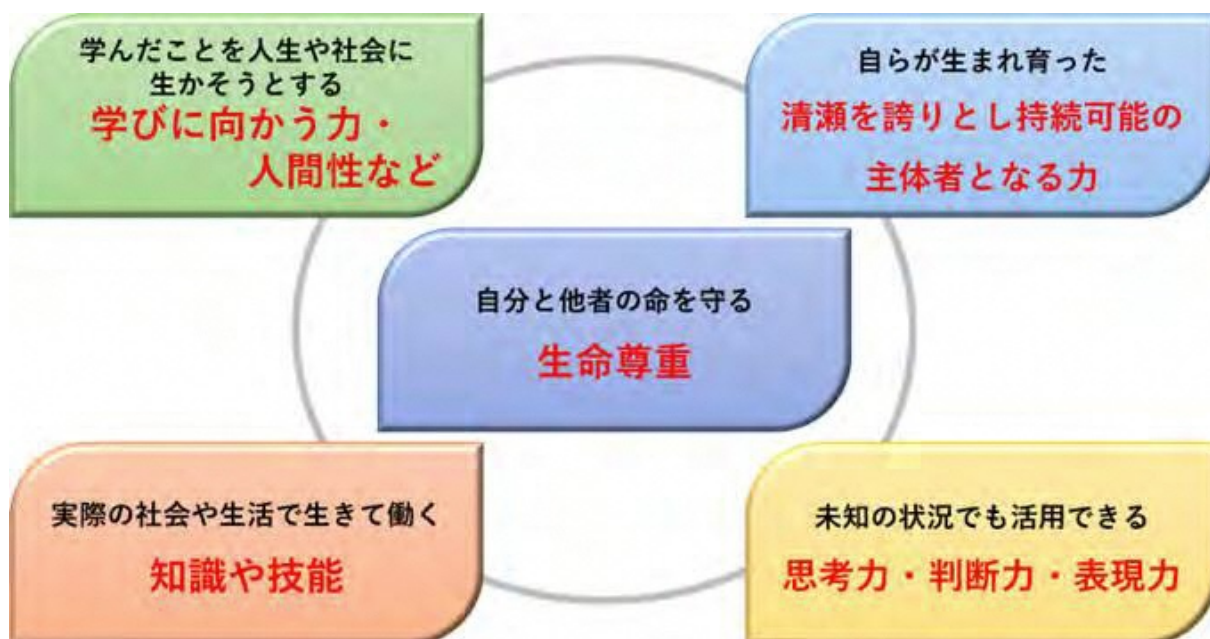
2-4 次代を生きる清瀬の子供たちに必要不可欠な資質・能力について

現行の学習指導要領において育成が求められている「資質・能力」とは、知識の量や処理の正確性等の数値化できる「認知能力」だけでなく、「自主自立」「創意工夫」「思いやり」「公正・公平」といった見えにくく測りにくい「非認知能力」を含む概念である。

激動の21世紀を生き抜くためには、少しのことではくじけない「忍耐力」、他者と協働する際に不可欠な「コミュニケーション力」、違いを認め、共感しあえる「ダイバーシティ力」、社会をより良くしたいと願う「貢献力」、新しい価値を作り出していく「創造力」等、実に多様な資質・能力が求められる。

文部科学省では、これらの「資質・能力」を包括して、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学んだことを人生や社会に生かす生涯学び続ける力・人間性等」に集約するとともに、「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」を加えた3点に整理し、全ての教育活動を通して育成することを求めている。

本市もこれに倣うこともできるが「清瀬市ならではの」概念が不可欠であることから、以下図の通り、文部科学省が示す「三つの資質・能力」に「自らが生まれ育った清瀬を誇りとし、持続可能な主体者となる力」と「自分と他者の命を守る生命尊重」を加えた5点を「清瀬市が目指す育みたい資質・能力」とした。



独自に設定した「自らが生まれ育った清瀬を誇りとし持続可能な主体者となる力」については、科学技術が一層進展し、人と人とのつながりが希薄になると同時に、グローバル化が進み、国境なき社会が日常化することで、自分の存在を確かめたり、心の拠り所となったりする「ふるさと」がますます求められるであろうとの判断による。

また清瀬市は自然が大変豊かである。自然は感性を育んだり、興味・関心を抱いたりしながら、深い学びを進めていく貴重な「資源」になる。すなわち「わがまち清瀬」を知り、愛し、誇りに思うことで「自分は何者なのか」といったゆるぎない自己を確立させたり、「郷土を支える力」を育んだりするだけでなく、これらの「資源」を活用しながら子供たちを賢く、健やかに育てていこうという思いや願いが込められている。

「生命尊重」については、人として生きていくうえで当然育まれなければならない資質・能力である。これまでも、いじめや不登校、自殺などの健全育成上の課題が社会問題となり、顕在化、深刻化する中、本市では学校教育における最重要課題として取り扱ってきた。今後、不透明で不確実な社会が到来することですます「自他の命を大切にし、そのための行動を起こせる人材」が求められるはずであり、このことから五つの資質・能力の中心として位置付けるものである。今後、本市ではこの五つの資質能力について、学校教育のみならず、社会教育、家庭教育などあらゆるチャンネルを通して育成を図っていくこととする。

3章 基本構想

3-1 学校づくりの目標

2章で整理した学校教育と施設の今日的な課題を踏まえ、教職員、子供たち、地域住民などから出された意見・要望および策定委員会における検討内容をもとに、新校の基本構想として「学校づくりの目標」をまとめた。

その実現に向けて、計画、設計、建設を進めるとともに、什器備品の整備やネットワークシステムの構築を行うこととする。また、並行して完成後の施設の活用、運営方法等について検討を進める。

学校づくりの目標

— ひとりひとりが安心して学び、ともに育つ教育環境の実現のために —

【学び】…学ぶ喜び、活動する意欲がわく学校づくり

～令和の日本型学校教育の実現～

- 課題に対して好奇心をもって主体的に取り組み、興味を持って学び続けられる
- 多様性を認め合いながら、ともに学び、育つ
- 中学校と一体の校地を活かし、9年間を通して成長できる
- 教師の発想を支え、生み出し、意欲を高められる
- チーム学校を構成する人々が働きやすく、お互いの交流を生み出す

【生活】…心地良く過ごせ、誰にも居場所のある学校づくり

～ダイバーシティ&インクルージョンの具現化～

- 学級・学年・学校への帰属感が持て、学年を超えた一体感が生まれる
- 廊下も階段も、中庭や屋外も学校全体が学びの場となる
- 食事、トイレ、休憩、移動、収納など、学校生活を快適に送れる

【共創】…地域とのつながりの中で学びが広がる学校づくり

～社会総がかりによる教育の推進～

- 地域の教育力を活かし、清瀬の自然、歴史、伝統文化を体験的に学べる
- 子供も大人も、地域のみんなが、いつでも出会い、学び合える

【安全】…安全・安心な学校施設づくり

～自他の生命を尊重する教育の充実～

- 学校周辺に安全な通学路が整い、緑豊かな景観がある
- 建築、ICT、人の力を組み合わせ、利用しやすさと防犯機能を両立する
- 災害に強い構造・設備を備え、清瀬中学校と共に地域の避難所機能を果たす

【環境】…脱炭素社会に貢献する学校施設づくり

～SDGsの推進～

- ゼロエネルギー化を目指し、環境負荷を低減するとともに環境教育の教材となる
- 木材を活用し、脱炭素化に貢献する
- 維持管理の仕組みをつくり、長く快適に使える

【参画】…みんなで作くり、みんなを支える学校づくり

～チーム清瀬の実現～

- 関係者の参画により、それぞれの夢と想いを込めてつくる
- 教育活動、安全、維持管理を地域の力で支える
- 自分たちの学校、地域のシンボルとして誇りが持てる

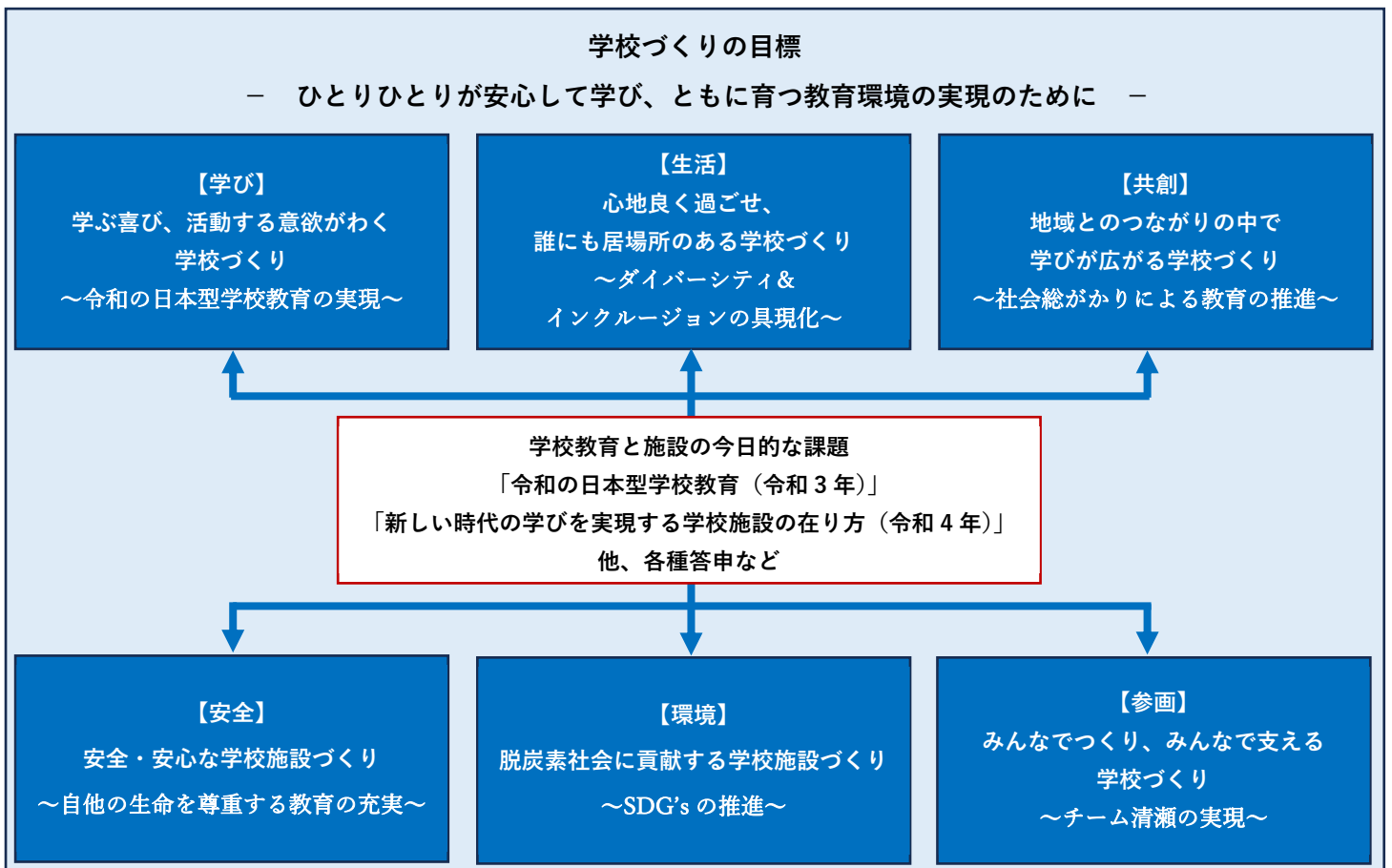


図.学校づくりの目標 関係図

4章 計画条件等

本事業の計画条件を整理する。

4-1 法的条件

計画地の法的条件等を整理する。

○住所等

- ・清瀬市中里五丁目7-4-1

○敷地面積

- ・小学校敷地 12,447.92 m² (将来の道路拡幅予定地を除く)
- ・中学校敷地 15,656.18 m² (将来の道路拡幅予定地を除く)

○用途地域

[種類]

- ・第一種中高層住居専用地域
- ・第二種中高層住居専用地域 (南側道路端より20mの範囲)

※北側隣地 第一種低層住居専用地域

[建蔽率・容積率]

- ・法定建蔽率：60%、法定容積率：200%

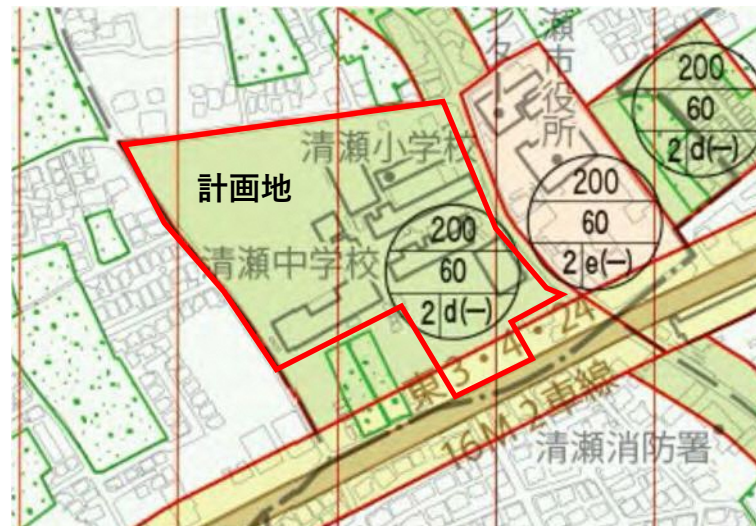


図.清瀬市都市計画

○高度地区

- ・第一種中高層住居専用地域内
 - ・第二種高度地区
- ・第二種中高層住居専用地域内
 - ・12m 高度地区

○防火地域

- ・準防火地域

○その他の地域・地区

- ・特になし

○土砂災害特別警戒区域・警戒区域

- ・指定なし

○日影規制

- ・第一種中高層住居専用地域内
 - ・算定地盤面 4m、5mを超える範囲：3時間以上、10mを超える範囲：2時間以上
- ・第二種中高層住居専用地域内
 - ・規制対象外

※北側隣地 算定地盤面 1.5m、5mを超える範囲：4時間以上、
10mを超える範囲：2.5時間以上

○周辺道路

- ・東側：1級市道 0106 建築基準法第42条1項1号道路
 - *道路拡張予定：道路幅員 12m
- ・西側：2級市道 0209 建築基準法第42条1項1号道路
- ・南側：1級市道 0102 建築基準法第42条1項1号道路
都市計画道路 東3・4・24号線（けやき通り）
- ・北側：2級市道 0210 建築基準法第42条1項1号道路
 - *道路拡張予定：道路幅員 8.5m

○その他都市計画

- ・該当なし

○都市設備

- ・下水道：下水道処理区域
- ・電力：東京電力
- ・ガス：都市ガス

4-2 計画学校規模

児童数の推移の予測、「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を鑑み、通常の学級の計画学級数を、各学年4学級、全校24学級とする。

特別支援学級は、特別支援学級再編計画より、障害種別として情緒障害の特別支援学級が置かれることになるが、年度によって児童数が変わること、将来的な受け入れ障害種別の変更可能性を考慮し、全校で6学級が設置できるように計画する。

4-3 補助基準面積

文部科学省が定める校舎・屋内運動場・給食施設の補助基準面積となる必要面積をもとに計画面積を設定する。通常の学級は24学級、特別支援学級は3学級に対する校舎および屋内運動場の必要面積は下表の通りである。特別支援学級の計画学級数は6学級としたが、児童数の実態等を踏まえて補助基準面積を算定するための学級数は3学級として示す。

また、配置計画・建て替え計画において、清瀬中学校の屋外運動場を改築する可能性を含めて検討することから、中学校の屋内運動場の必要面積をあわせて示す。

給食施設については、小学校と中学校が共同で使う調理場として整備の可能性を検討することから、小中それぞれが単独校として整備する場合の補助基準面積を示す。

なお、国庫補助事業に関わる補助基準面積は、建設事業年度の学級数で定められるため、実際にはここで示す面積と異なる可能性がある。

○校舎

項目		計算式	面積 (㎡)	備考
校舎	普通教室	24 学級 $5000+173 \times (N-18)$	6,038	18学級以上
	特別支援学級	3 学級 $168 \times N$	504	
	小計	…①	6,542	
	多目的+少人数	①×0.18	1,178	18%加算
	温暖地			加算無し
	小計		7,720	
校舎必要面積合計			7,720	

※Nは学級数を示す

○屋内運動場 (小学校)

項目	面積 (㎡)	備考
小学校屋内運動場	1,215	温暖地 (16学級以上 特支含)
小学校屋内運動場必要面積合計	1,215	

○屋内運動場 (中学校)

項目	面積 (㎡)	備考
中学校屋内運動場	1,138	温暖地 (1~17学級 特支含)
中学校屋内運動場必要面積合計	1,138	

○給食調理室

①清瀬小学校 (児童数：676名 (令和5年5月1日現在))

項目	面積 (㎡)	備考
調理場施設	319	児童数等：601~900人
炊飯給食施設	21	児童数等：601~900人
アレルギー対策室	6	児童数等：601~900人
清瀬小学校学校給食施設面積合計	346	

②清瀬中学校 (生徒数：382名 (令和5年5月1日現在))

項目	面積 (㎡)	備考
調理場施設	213	児童数等：201~400人
炊飯給食施設	14	児童数等：201~400人
アレルギー対策室	3	児童数等：201~400人
清瀬中学校学校給食施設面積合計	230	

4-4 留意事項

(1) 配置計画

本事業は清瀬小学校の施設整備であるが、清瀬中学校の校地と隣接し、かつ小学校の北側に中学校の校地が囲い込むように入り組んでいることから、現状の境界線を維持したまま計画することが困難である。そのため小学校と中学校の校地を一敷地とみなして計画することとする。

北側に位置するコミュニティハウスについても同様とする。

一敷地とするためにはそれぞれの施設が機能的に連携した計画とする必要がある。

街路整備計画として、東側の市役所通りと北側道路は校地側に拡幅し、歩道とバス停を設けることが決定している。

また中学校の施設を将来建て替える場合の配置の可能性も考慮しながら計画を立案することが求められる。

(2) プール

「清瀬市立学校における水泳指導基本指針」により、今後、水泳指導は民間施設を利用することからプールは整備しないこととしている。清瀬中学校においても同様であることから、現在のプール敷地は新校舎等の用地に充てて計画する。

(3) 建設スケジュール

令和11年4月に新校舎が開校できる建設スケジュールを想定している。

5章 基本計画

学校づくりの目標を施設面で具体化した施設計画の目標を定める。また事業に係る施設整備面積の目安として計画面積を設定し、その面積の具体的な使い方として所要室とその面積構成の考え方や各スペースの方針、テーマ別の計画課題をまとめて基本計画とする。

5-1 施設計画の目標

学び

(1) 対話的な学びを促進し、自律した主体的な人格が育つ教室空間

- ・教師等の協働に基づき、探究的な教育方法に取り組める柔軟な教室まわりの空間構成とする。また学級数の増減にも柔軟に対応できるようにする。
- ・デジタル技術を生かして遠隔地との双方向の協働が臨場感をもって展開できる環境を整える。

(2) 学校の中心となる開かれた図書館

- ・活動に応じて居場所を選ぶことができ、誰もが本やデジタルメディアに親しめる居心地のよい図書館とする。
- ・休日にも開かれ、子供たちや保護者等の居場所となり、交流を生み出す図書館とする。

(3) 充実した体験活動ができる実験・実習スペース・発表スペース

- ・特別教室でしか実現できない学び方ができる特別教室とする。
- ・テラスやオープンスペースを組み合わせたり、他の特別教室や図書館、発表の場と関連付けたりして、特別教室単体では行えない教育活動を生み出せるようにする。
- ・教科等の魅力を引き出し、子供たちを学びへ誘う環境づくりを行う。
- ・探究活動などにおける発表が効果的に行える場を用意する。

(4) 協働性を高め、地域ぐるみで育てるチームづくりに寄与する管理諸室

- ・教職員が協力して、能動的に打合せ、作業、教材研究、情報共有ができ、またリフレッシュもできる職員スペースを確保する。
- ・ICTを活用し、校務等が効率的に行える執務作業環境とする。
- ・保護者・PTA、地域コーディネーター、ボランティアが教職員と連携し、教育活動を共に支えられる環境を整える。

生活

(5) のびのびと遊んだり、動いたり、発見したりできる屋外教育空間

- ・成長段階や体格、性別の異なる児童が安全に安心して遊び、運動できる校庭、遊び場とする。
- ・身近な自然とのつながりを高め、生命を慈しむ体験活動ができるようにする。
- ・学校や地域で収穫した野菜を給食に使うなど体験を通じた食育活動ができるようにする。
- ・中学校の校庭と連携し、様々なスポーツに取り組めるようにする。

(6) すべての人にとって学びやすく生活しやすい施設

- ・児童、障害者、高齢者など、様々な利用者が心理的な負担を感じる事のない居場所があり、多様な活動ができるバリアフリーでインクルーシブな環境を整える。
- ・清掃しやすく、常に衛生かつ快適に利用できるトイレや流し場を整備する。
- ・児童と教職員の持ち物、教材教具、書類が使いやすく整理できる保管場所を確保する。

共創

(7) 地域の文化的活動や社会教育活動に資する施設

- ・清瀬小学校が培ってきた歴史文化資料を教育活動に活かせる施設環境を整える。
- ・図書館・体育館・特別教室等の地域利用を図ることで、施設を充実し、教育環境の質的向上を同時に実現する。
- ・死角をなくし、学校の活動と地域の活動の様子が互いに良く見えるようにして、自然な交流が育まれるようにする。
- ・学校の負担を増すことなく地域利用の利便性を高める。

(8) 子供たちと市民に開かれ、みんなに親しまれる施設

- ・子供たちが毎日気持ちよく安全に通えるアプローチ空間、児童玄関とする。
- ・来校者や学校施設の利用者をあたたかく迎え入れる受付空間、交流ホールとする。
- ・周辺環境と調和し、人間的な尺度と感覚を大切にした校舎等の配置、構成、デザインとする。
- ・木材を積極的に活用し、子供たちや市民が親しみを持てる建築空間とする。

安全

(9) 地域の安全・安心を生み出す学校施設

- ・防犯対策について利用者同士で協議し、物理的かつ人的な防犯環境を整え、児童や教職員、市民が安心して過ごせるようにする。
- ・季節や時間帯に関わらず発生する災害の可能性を洗い出し、避難拠点として学校と市民の安全・安心を支える校舎を整備し有効利用する。
- ・主たる避難所となる体育館と校庭を中心として、避難所機能を高める付帯施設、インフラ設備を確保する。
- ・日常的に学校施設に訪れやすく利用しやすい施設とすることで、非常時の施設の使い方を多くの人と共有し、避難者が協力して避難所運営を行える防災力の強化につなげる。

環境

(10) 環境に配慮し、持続可能な社会の形成に資する施設環境

- ・清瀬の自然と緑のネットワークを生かし、地域の温熱環境の維持や生物多様性の確保に貢献する施設環境をつくる。
- ・住み続けられる環境づくり、まちづくり、社会の形成を、施設の使い方の工夫と効果の検証を通して探究できる学校施設とする。

参画

(11) 関係者との対話を重視した設計手法

- ・利用者の意見・要望を丁寧にくみ取り、課題を整理、共有し、設計に反映する。
- ・対話による設計プロセスを通して新しい施設の計画意図と使い方を関係者と共有し、施設環境を活用した創意工夫ある教育活動につなげる。

5-2 所要室・面積構成の考え方

(1) 計画面積

4章で示した補助基準面積を参考として計画面積を次のように定める。

給食調理室については小中合同を想定し、小中それぞれ単独校として算定した補助基準面積の合計を目安に設定する。

学童クラブについては1.65㎡/人以上確保することが望ましいとされる放課後児童クラブのガイドラインを参考として各室面積の積み上げで設定する。

屋内体育施設（中学校）について、設計段階において継続して検討を進める。

○校舎	7,700 ㎡
○屋内体育施設（小学校）	1,200 ㎡
○屋内体育施設（中学校）	1,100 ㎡
○給食調理室（小中合同）	600 ㎡
○学童クラブ	700 ㎡
○屋外トイレ・倉庫等	適宜

(2) 所要室・面積構成案と考え方

校舎、体育館等の所要室・面積構成表とその考え方を示す。平面計画等で創意工夫を行い、計画面積に応じた設計とする。

ア.校舎

所要室・面積構成表を次頁に示す。

表.校舎

属性	室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (㎡)
教室等	教室	70	24	1,680		63㎡
	児童ロッカー	15	24	360		
	小教室	40	6	240	習熟度別少人数授業	
	多目的スペース	100	6	600	学年毎	
	教材庫	20	3	60	2学年毎	
	児童更衣	20	6	120	男女別 2学年毎	
	児童トイレ・流し場	50	6	300	男女別、バリアフリー対応	
	特別支援学級	100	3	300	計画面積で支援学級、教材室、トイレ等を確保する。	30㎡/室
	特別支援教室 (巡回指導)	80	1	80	計画面積で支援室、教材室、トイレ等を確保する。	30㎡/室
図書館	学校図書館	240	1	240		169㎡
特別活動 生活	児童会	30	1	30	児童放送含む	
	児童玄関ホール	100	1	100		
	階段ホール	120	1	120	学年集会、発表活動の場	
特別教室	理科室	140	2	280	準備・メディア含む	110㎡ (準備含)
	図工室	180	1	180	準備・メディア含む	122㎡ (準備含)
	家庭科室	180	1	180	準備・メディア含む	122㎡ (準備含)
	音楽室	160	2	320	準備・楽器庫・練習室含む	112㎡ (準備含)
保健等	保健室・相談室	100	1 ※	100	流し場等含む ※計画面積で保健室、相談室、カウンセリング室を独立で確保する。	96㎡
管理諸室	校長室	30	1	30	応接	31㎡
	職員スペース	200	1	200	40人×5㎡/人	94㎡
	事務スペース	30	1	30		32㎡
	更衣・休憩	30	2	60	男女別、更衣個人ロッカー	63㎡
	印刷	30	1	30		31㎡
	教材作成	20	1	20		-
	用務作業・倉庫	40	1	40		32㎡
	職員一般トイレ	40	1	40	男女別、バリアフリー対応	
	職員一般玄関	30	1	30	受付	
地域連携	学校史ミュージアム	40	1	40	仮称	63㎡
	地域交流ホール	40	1	40	地域玄関	
	PTA室	30	1	30		
	地域連携室	30	1	30	学校支援本部	(31㎡)
室面積計				5,910 ㎡	75%	
廊下・配膳室・倉庫等				1,970 ㎡	25%	
合計				7,880 ㎡	100%	5,268㎡

○教室・教室まわり

- ・4クラス/学年の教室数を確保する。
- ・教室は現在 (63 ㎡) より余裕のある面積を確保する。

- ・児童の持ち物保管スペース（ロッカースペース）を教室と別に設ける。
- ・学年ごとに多目的スペース（オープンスペース）を確保する。
- ・東京都の習熟度別少人数指導に対応した小教室を学年ごとに設ける。
- ・学年ごとにトイレ、流し場を確保する。2学年で集約配置することも検討する。
- ・男女別の更衣室と教材庫は2学年ごとに確保する。

○特別支援学級

- ・支援学級の教室を低中高学年ごとに2室確保する。
- ・低中高学年ごとに気持ちを落ち着かせる場となる小部屋とトイレ、教材室を設ける。
- ・全校で使えるプレイルームを設ける。低学年や巡回指導でも利用できるようにする。

○特別支援教室（巡回指導）

- ・個別指導を行う支援ルームを3室確保する。
- ・教材室やトイレを設ける。

○学校図書館・階段ホール

- ・学校の中心として、現在の図書室より1.5倍程度の広さを確保する。
- ・階段ホールは複数クラスや学年単位で発表活動ができる広さを確保する。

○特別教室

共通

- ・各室面積には準備室と教科用のオープンスペース（メディアスペース）を含む。

理科室

- ・実験活動が行える部屋を2室確保する。

図工室

- ・ゆとりを確保した1室の中で、図画や工作に適した場所を確保する。

家庭科室

- ・ゆとりを確保した1室の中で、被服や調理に適した場所を確保する。

音楽室

- ・音楽活動の特性に応じて2室確保する。
- ・楽器庫や個別練習ができる練習室を設ける。

○保健室・相談室

- ・保健室と相談室を合わせて100㎡程度の面積を想定する。

○管理諸室

- ・職員スペースは現在より2倍程度の面積を確保する。

- ・事務室は現在と同等の面積としたが、職員スペースと統合することも検討する。
- ・印刷室とは別に教材作成室を設ける。

○地域連携諸室・郷土資料室

- ・地域コーディネーター（学校支援本部）の活動拠点となる地域連携室を確保する。
- ・地域玄関を交流ホールと位置付けて確保する。
- ・清瀬小学校の歴史資料や郷土資料を展示する学校史ミュージアム（仮称）を設ける。

イ.体育館

基本構想・基本計画段階では全体配置の見直しと工事中の教育環境に配慮した建て替え計画から清瀬中学校の体育館についても改築する計画とした。この是非については次の段階の課題であるが、改築する場合はその室面積構成についても検討課題となる。ここに示す例をもとに、今後検討していく。

①小学校体育館

表.小学校体育館

室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (㎡)
アリーナ	600	1	600	19m×32m程度 (バスケ15m×28m1面)	469㎡ (17.9×26.22)
ステージ	80	1	80		83㎡
多目的室	80	1	80		-
プレイルーム	70	1	70	特別支援教育、低学年	
器具庫	70	1	70		-
プレイルーム器具庫	20	1	20		
更衣	30	2	60		99㎡
トイレ	40	1	40	男女別、バリアフリー対応	
備蓄庫	70	1	70	地域用 小中兼用	-
室面積計			1,090 ㎡	90%	
廊下等			121	10%	
合計			1,211 ㎡	100%	

○各室の考え方

- ・正規のバスケットボールコートが入るアリーナを確保する。
- ・軽運動や会議が可能な多目的室を設ける。
- ・低学年や特別支援の教育活動で利用できるプレイルームを設ける。
- ・2クラスが同時に利用できる更衣室を設ける。
- ・アリーナに体育器具があふれ出さないように器具庫を確保する。
- ・地域の避難所として備蓄倉庫を確保する。

②中学校体育館

日常的な教育活動における相互利用や大規模災害時の避難所機能の集約化などから小学校体育館との機能的連携を考慮し、ステージ分の面積をアリーナ等に充てる計画だが、今後の設計段階で総合的な判断により機能的連携が図りにくい建物配置となる可能性がある。その場合は計画面積を踏まえて他のスペースの面積を調整し、ステージを設けることも検討する。

表.面積構成 A 案 アリーナ充実タイプ

室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (㎡)
アリーナ	890	1	890	27m×33m程度 (バスケット13m×24m2面)	570㎡ (19.2×29.7)
ステージ	0	0	0	式典や集会は小学校アリーナで実施	106㎡
器具庫	60	1	60		73㎡
更衣	30	2	60		
トイレ	40	1	40	男女別、バリアフリー対応	
室面積計			1,050 ㎡	90%	
廊下等			117	10%	
合計			1,167 ㎡	100%	

表.面積構成 B 案 武道場併設タイプ

室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (㎡)
アリーナ	680	1	680	22m×31m程度 (バレー9m×18m2面)	570㎡ (19.2×29.7)
ステージ	0	0	0	式典や集会は小学校アリーナで実施	106㎡
武道場	200	1	200	集会、ダンス等も可	
器具庫 (武道用)	20	1	20		73㎡
器具庫	60	1	60		
更衣	30	2	60		
トイレ	40	1	40	男女別、バリアフリー対応	
室面積計			1,060 ㎡	90%	
廊下等			118	10%	
合計			1,178 ㎡	100%	

○各室の考え方

共通

- ・式典や行事は小学校体育館で行うことを想定し、ステージ分の面積をアリーナ等の運動スペースに充てる。

A 案_アリーナ充実タイプ

- ・ミニバスケットボールコートが2面確保できる大きなアリーナを確保する。

B 案_武道場併設タイプ

- ・バレーボールコートが2面確保できるアリーナとする。
- ・ダンス等もできる武道場を設ける。

ウ.給食調理室

基本設計段階において、小中それぞれの献立のあり方や給食調理の運営体制などを協議し、作業環境を検証した上で必要に応じて計画面積を見直す。また校舎等の配置構成の検討過程で、中学校の教室へ給食の運搬が難しいと総合的に判断する場合は、中学校は既存施設を利用し、小学校単独の給食調理室を整備することも検討する。

エ.学童クラブ

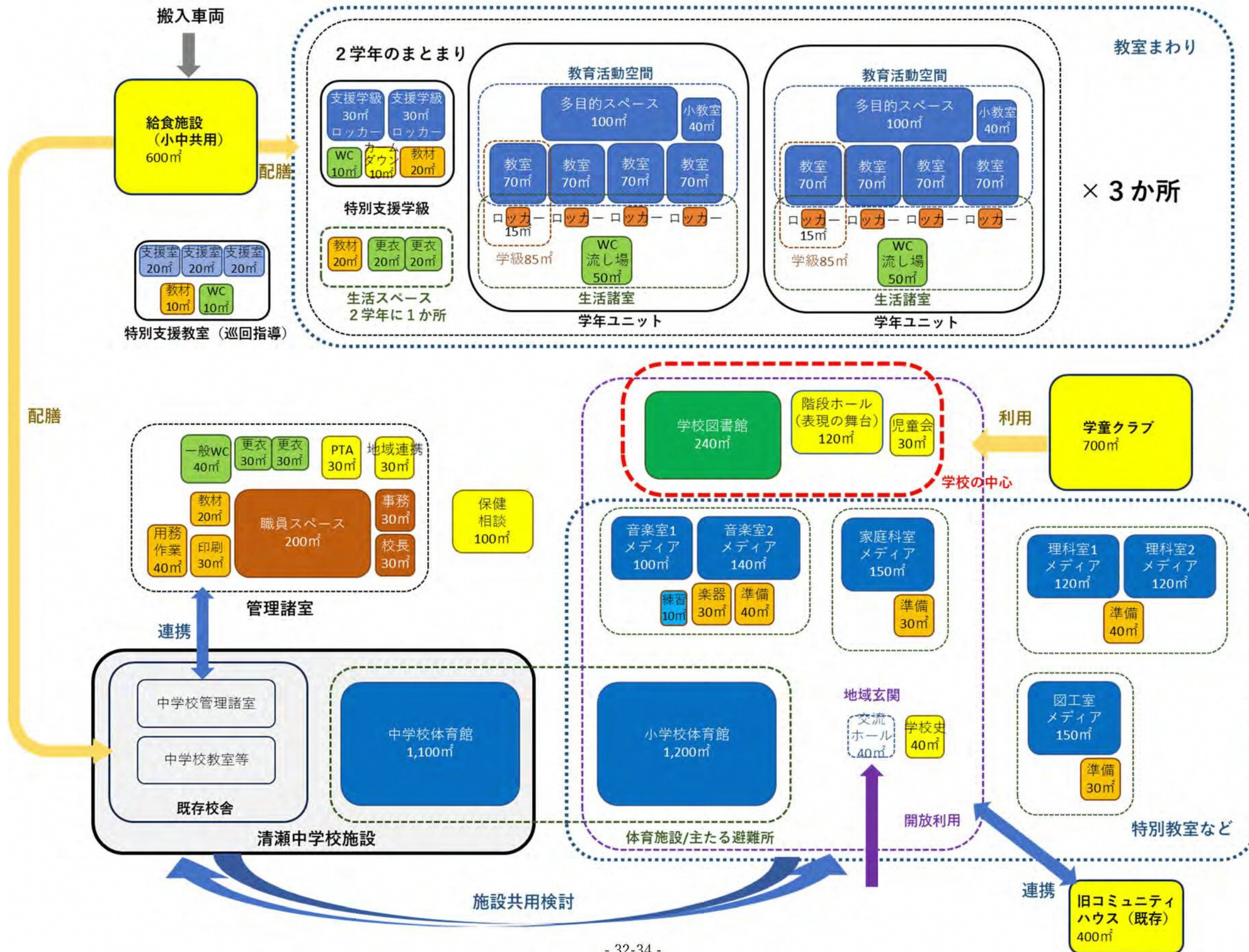
基本設計段階では現場の意見も確認し、落ち着いた居場所となる静養コーナーなどを平面計画の工夫によって設けることを検討する。

(3) 施設構成の考え方

- ・学年のまとまりは低中高学年のまとまりを考慮して配置する。
- ・低中高学年ごとに特別支援学級と更衣室、教材室を配置する。
- ・学校図書館を「学校の中心」と位置付け、各室、各ゾーンから訪れやすいようにする。
- ・管理諸室は全体を把握しやすく、中学校との連携も考慮して配置する。
- ・体育施設と学校図書館、家庭科室等の特別教室は地域開放利用を想定したゾーニングを行う。
- ・地域開放ゾーンに交流ホールや学校史ミュージアム（仮称）を配置する。
- ・地域開放施設は学童クラブの利用やコミュニティハウスとの連携を考慮する。

(4) 施設構成の模式図 (案)

所要室の関係を整理した施設構成を模式図として示す。



5-3 各室・スペースの方針

(1) 教室まわり

児童は小学校6年間を通して心身ともに大きく成長する。発達段階に配慮した学習環境を学年ごとに用意することが求められる。更に児童の多様化への対応や教科授業の専門性を高める取り組み、教科横断的で協働的な探究活動の必要性も問われており、こうした今日のかつ将来的な教育的ニーズをどのように捉えて施設面に対応していくかということも課題である。

一方で公立学校は児童数が年度ごとに変化するため、一部の学年で4学級を超える可能性も想定するなど、学級数の増減に柔軟に対応することも求められる。

こうした計画課題に対して、従来型の教室の枠組みでは限界があることは自明であり、オープンスペース等を加えて教室まわりの充実を図ることが考えられるが、そこから一步進んで教室とオープンスペース等の学習スペースを同列かつ一体なものとして捉え、教育活動に応じた部屋やコーナー、音が仕切れる小室、教材準備スペースなどによって学習環境を構成し、教室もその構成要素の一つとして捉える発想で計画する。また特別支援学級のスペースについてもその構成要素の一つとして捉えることで、インクルーシブな学びの環境が整えられる。

同時にトイレや流し場、更衣スペース、持ち物スペース、リフレッシュスペースといった生活空間を丁寧に扱い、心地良く使える場として教室まわりの構成に加えることや、温熱環境や空気環境、音環境、光環境などの快適性を高めることが快適に学び育つ環境を整えることにつながる。

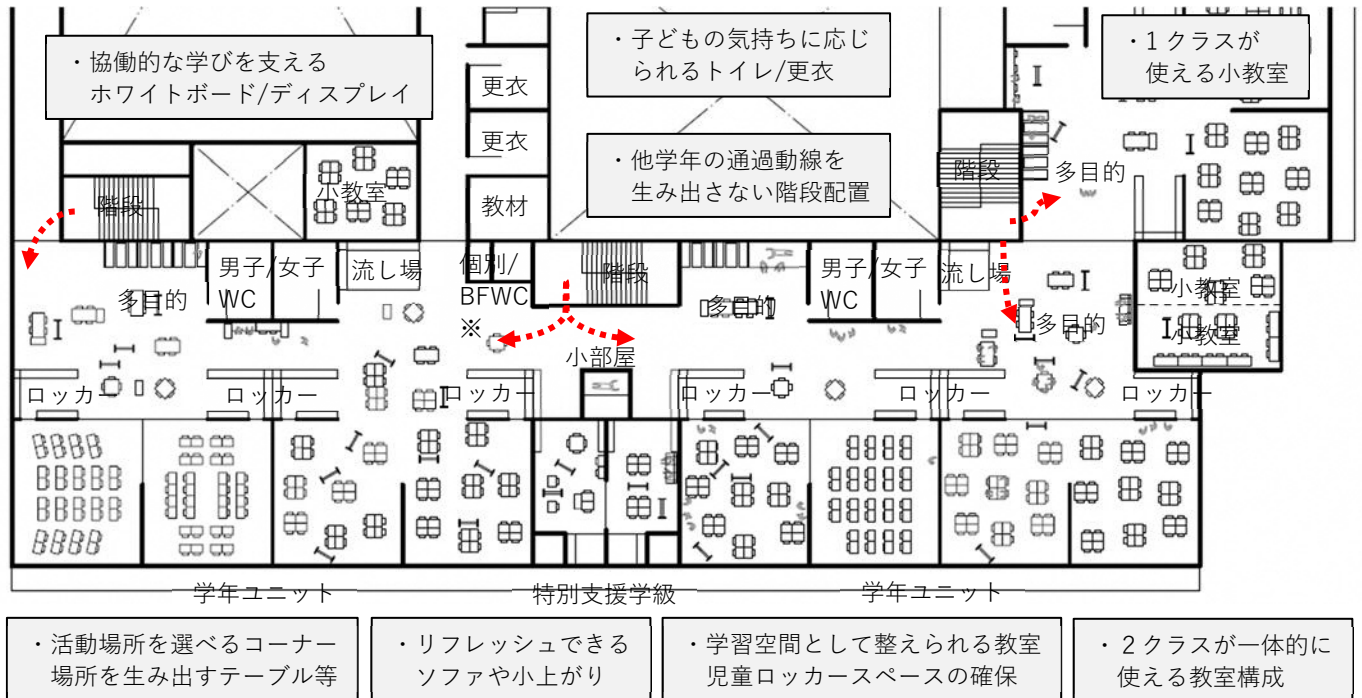


図.教室まわりの構成例

※バリアフリーWC

設計においては、発達段階をふまえて低中高学年ごとにどのように特色を持たせるかというこ

とを児童の体格や心理的な配慮を十分に考えながら柔軟な発想で具体的に検討する。

○特別支援学級について

本校の特別支援学級は情緒学級が開設される予定である。児童の実態に即した合理的配慮が行える環境づくりが求められる。計画案では低中高学年ごとに2クラス規模の特別支援学級スペースを配置することで、その都度の児童の実態や人数の増減に応じられるようにするとともに、通常学級との連携が行いやすいようにすること、心身の発達段階に応じた設えとすること、学年進行により成長が実感できるようにすることを考慮した。

また特別支援学級に在籍する児童全員が集まり交流活動ができるプレイルームを各学年から行き来しやすい位置に設けることとする。大きな遊具を収納できる場所を設けることがフレキシブルな利用を生み出す。

設計においては、出入口をポーチ状にするなど安全対策の計画的工夫や、音や光、視覚的な刺激に対して家具等も含めて一層の配慮を行う。

具体的には、次に示す行為や活動に応じた構成要素とそれぞれに対応した什器備品、家具を用意することを検討する。

構成要素

- ・集中して取り組める個別学習コーナー
 - ・2クラス合同も可能な協働学習スペース
 - ・学びの手順が分かる学習材コーナー
 - ・体格差に配慮し、身だしなみを整えられる流し場
 - ・天候に関わらず活動できるテラス・バルコニー
 - ・音が仕切れて自ら落ち着けるクールダウンルーム
 - ・児童生徒の持ち物や学習材を整理整頓できる収納場所/教材庫
 - ・家庭と同様の個別トイレ、バリアフリー対応トイレ
- など

○特別支援教室について

基本的に個別指導となるため、それに適した小部屋を複数設ける。あたたかみのある空間とし、ソファを置いたりしてリラックスできるように工夫する。また支援担当教員が教材を準備できる部屋を用意する。教室を職員室の近くに配置すれば、学級担任や学年担当の教員が児童の様子を把握し支援担当教員と連携しやすくなる。

(2) 学校図書館・階段ホール

情報ネットワークが発達し、タブレット等をみんなが持ち日常的に扱う今日的な学びの環境を踏まえ、貸出機能や読書の間、自学の間といった従来の枠組みにとらわれず、学年を超えて協働的な学びに取り組める場、充実できる場、更には学校の枠を超えて地域社会や世界と協働的に探究する場、交流拠点として位置付ける。

発表の場となる階段ホールを組み合わせることでこうした取り組みを更に発展できる環境を検討する。また理科や図工などの特別教室と関連付けた配置とすることで実習や体験的な教育活動と連携した活動を生み出す環境を整えることも考えられる。

学校図書館が良い場所になれば地域住民にとっても利便性が高まる。特に地域の子育て支援の場として積極的に生かせる可能性がある。

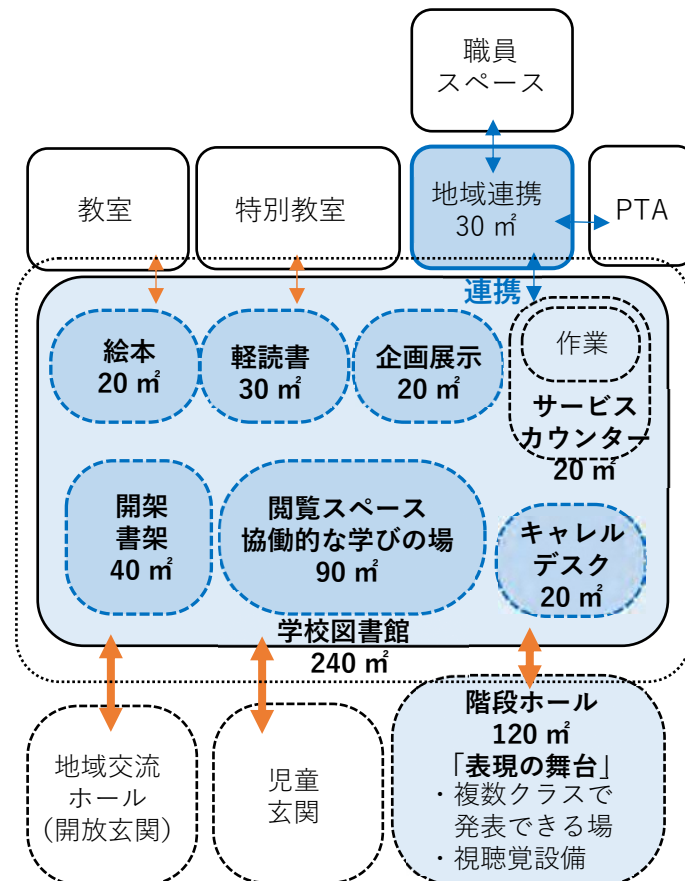


図.学校図書館の構成要素と他の施設との関係を示す模式図

設計では上の図をもとに本校の中心となる魅力ある学校図書館のデザインを行うものとする。なお図書館の構成要素の面積は参考である。

また、学校図書館の運営方法を開放利用時の運営の担い手と合わせて検討する。



地域住民も日常的に利用できる学校図書館の事例



発表の場となる階段ホールの事例

(3) 特別教室

特別教室は教室では行えない実習や実験に取り組める活動の場である。ここに来れば存分に体験活動ができる活動スペースとする。室内で活動を完結せず、テラスやオープンスペースを組み合わせることで活動の幅を広げることを検討する。設計では柔軟な発想で教科の魅力を引き出し体感できる施設環境を整える。

また他の特別教室や学校図書館と関連付けることで教科の枠を超えた学びを展開できるように

することも検討する。

○理科

本計画では理科室を2室確保するとしたが、2室それぞれ積極的に設えを変えて、それぞれを特色のある理科スペースとしたり、1室は理科のみの部屋ではなく、先進的なデジタル機器も活用できる他教科も使える場、合科的な活動の場としたりすることも検討する。そのような構成とする場合は、例えば図工室等の他の特別教室と積極的に関連付けて設けることも検討する。

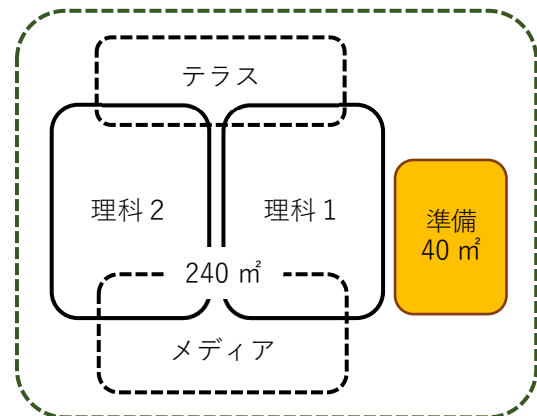


図.理科室の構成 模式図



実験材料が整い、理科の世界に没入できる理科室の事例



理科の関連資料が何時でも手に取れるメディアスペースの事例



理科室の前に自然観察ができる理科テラスを設けた事例

○図工

創作活動の意欲が湧く作業スペース、ものづくりの場として環境を整える。汚れを気にせず、活動に集中できるような環境づくりを目指す。

ものづくりに使える材料、道具を揃え、直ぐに児童が使える環境整備を検討する。

ワンルームの中で図画と工作に適した場所をそれぞれ用意したり、良い作品を日常的に鑑賞できるギャラリーを用意したりすることも検討する。

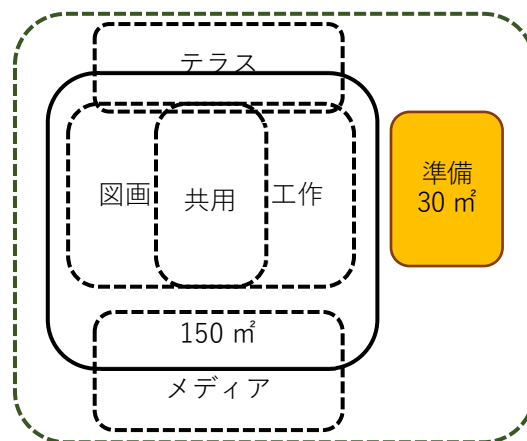


図.図工室の構成 模式図



創作の場としての雰囲気を作り、活動に応じた環境を用意した事例



作品がディスプレイされたメディアスペースの例



アトリエ（図工室）と一体的に利用できる創作テラスの事例

○家庭科

授業時数は少ないが衣食住の生活や家族と地域社会、消費生活など家庭科の内容は多岐にわたる。例えば衣食住に関する実習である調理や被服の活動でも作業環境や扱う教材が大きく異なる。利用頻度の少なさと多様な活動内容の両方に対応する必要がある。基本計画ではゆとりあるワンルームに調理と被服に適した場所をそれぞれ用意することとした。

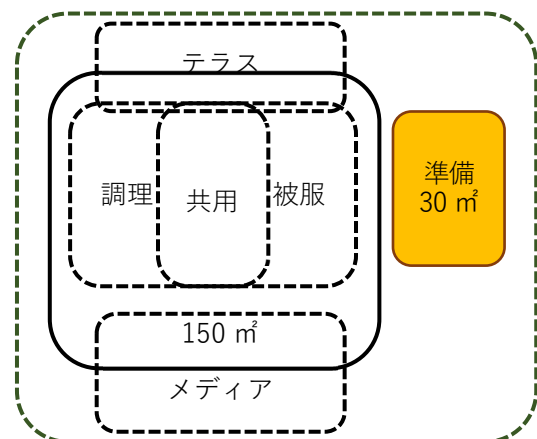


図.家庭科室の構成 模式図

私たちの衣食住の文化を体験的に学ぶ場として捉え、キッチンとダイニングスペースを組み合わせた設えとしたり、伝統的な住文化を学ぶ場として和室を用意したりすることも検討する。食物や水を扱う場所であるため、衛生面に配慮して通風を確保し明るい環境とする。



固定シンク・コンロ台と可動の作業テーブルを組み合わせた事例



キッチンコーナーとダイニングスペースを組み合わせた事例

○音楽

鑑賞や表現活動を通して豊かな情操を培う場にふさわしい空間性と音場環境を備えた音楽室とする。基本計画では2室用意するとしたが、それぞれ性格を分けて整備することで、多様な音楽活動に適した環境を用意する。

また集中して個人練習やパート練習が行いやすい場所を用意することも検討する。

大きさや形の異なる様々な楽器を整理して収納しやすく、かつ出し入れしやすい環境とする。

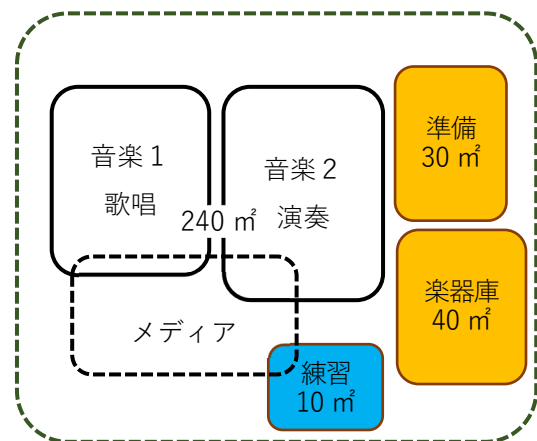


図.音楽室の構成 模式図



気積が確保された音の響きが良い音楽室の事例



個人レッスンやパート練習ができる練習スタジオの事例

(4) 体育館

○所要室

保健体育の準備スペースを設け、計測器具等の備品を保管することを検討する。

○天井高さ

基本計画では天井高さを設定していない。設計において競技種目などの内的要求と隣地への日影対応や圧迫感の軽減といった外的要求を総合的に検討し決定するものとする。

○流し場

アリーナのそばには流し場を設ける。ただし床が濡れることを考慮し動線に直接面した場所には設けないようにする。

○温熱環境

空気調和設備による冷暖房を導入する際は競技に対して気流の影響を考慮する。また断熱性

と気密性を高め、冷暖房負荷を軽減するとともに良好な温熱環境を確保する。同時に中間期は自然通風により温熱環境が維持できるように通風経路を確保する。高所に開口部を設けて重力換気ができるようにして、日中に溜まった暖気を夜間の冷気と入れ替えられるようにすることも検討する。

○光環境

直射日光を避け、競技中にまぶしさを感じないように窓面のデザインを工夫する。床面の照り返しにも留意する。

(5) 保健室・相談室

心身の健康教育の拠点として位置付け、掲示・展示スペースを室内外に用意し、健康維持・増進に関する情報発信ができるようにする。

児童が訪れやすく管理諸室とも連携が図りやすい場所に配置する。訪れる児童のプライバシーが確保されるよう、各部屋の独立性を保つと共に、養護教諭による個別の対応やスクールカウンセラーとの連携を考慮して動線を計画する。

また応急処置や救急搬送、定期健康診断などがスムーズに行える内部外部の動線計画と水廻り等の環境整備を行う。

衛生面に配慮し、適所に木材を使ったり室内外のカラーコーディネートを行ったりして、児童をあたたかく迎えられる空間デザインとする。

(6) 管理諸室

職員スペースは学校運営の中核であるが、教職員の執務スペースとなるだけでなく、さまざまな関係者、学校の支援者が滞在し教職員と協働する場となる。現在の職員室もそうした場所になりつつあるが、その分手狭となり日常業務も行いにくい環境にある。新校の計画ではこうした状況を踏まえて面積を拡充する計画としている。設計ではその面積の具体的な使い方を検討する必要がある。

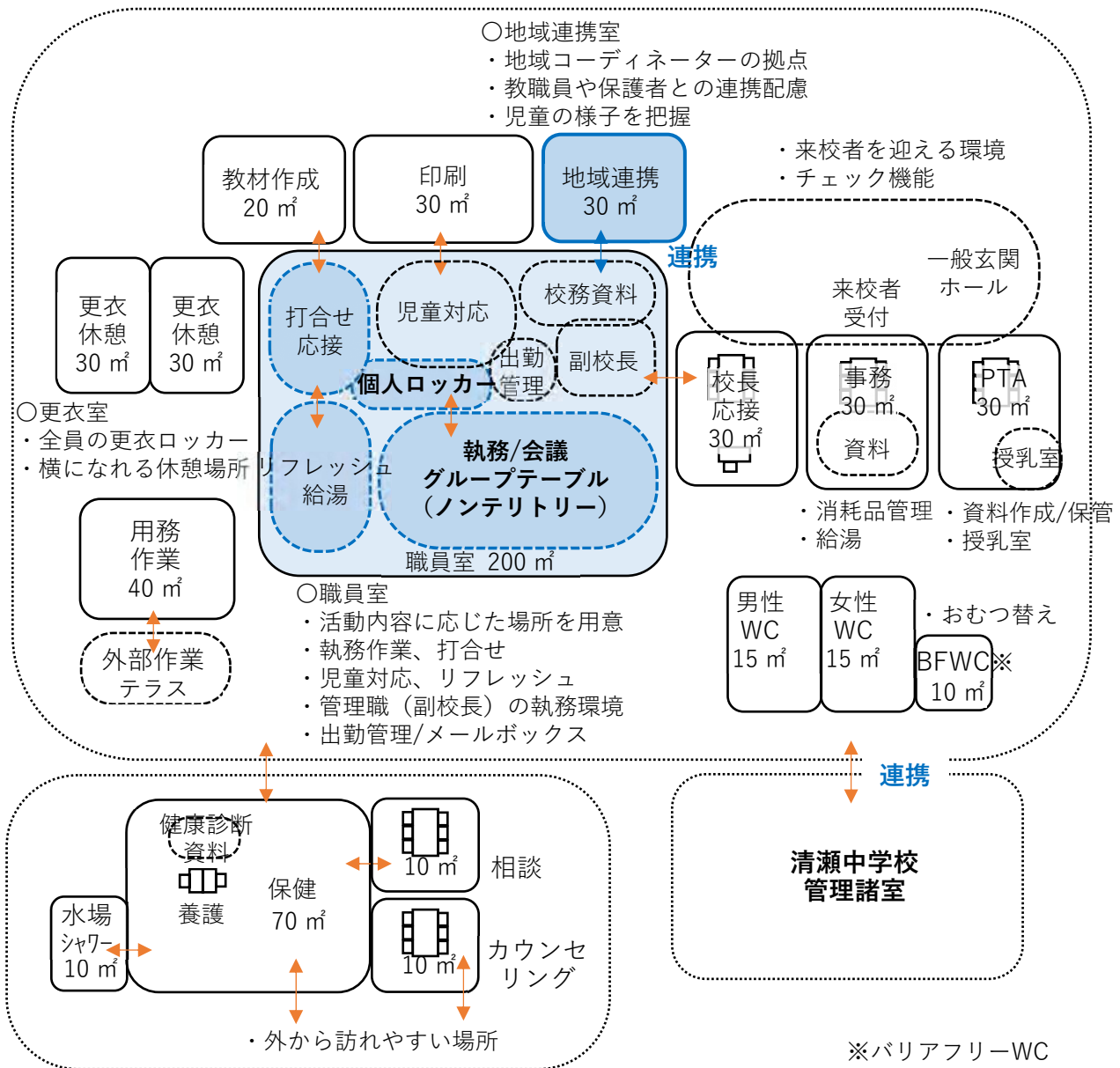


図. 管理諸室の構成 模式図

執務環境については、教職員等の協議を通して、従来型の固定席ではなく、ノンテリトリーとして執務の場所を個人やチームで選択できるようにするとともに、校務分掌等の打合せや職員会議の場としてもフレキシブルに利用できる環境を整える。執務スペースをシェアするためにも個人が管理している資料保管庫を用意する必要がある。ただし現在の校務システムは校務系端末利用を固定席に限定しているため、こうしたシステムの柔軟性を高めることを合わせて検討する必要がある。

一方で副校長や主幹教諭、教務主任等の職員室を主たる活動拠点とする教員は固定席とし、管理している資料棚をそばに設けることを検討する。教職員との打合せや相談、対外的な対応も多

いため、打合せスペースと関連付けて配置することも検討する。また職員室は教職員のリフレッシュスペース、交流スペースと捉え、居心地の良さを重視したデザインとする。

教材作成スペースは打合せスペースとつなげるなど、教材研究を協働的に行える環境づくりを検討する。

所要室・面積構成表では職員室とは別に示している事務室を職員室と一体的に整備することも考えられるが、共同事務室による運営を行っており、清瀬小学校と清瀬中学校は共に清瀬第三中学校の共同事務室と連携している。給与、各種手当、福利厚生、住民税等は共同事務室で行っていることをふまえて事務室の役割と施設環境を検討する必要がある。来校者の受付は事務室で対応しているため、来校者を迎える環境づくりを事務スペースの計画課題とする。

学校支援コーディネーターや地域学校協働活動の拠点となる地域連携室は教職員や保護者（PTA）との連携を考慮し、児童の様子も日常的に把握しやすい場所とする。地域の支援者と協働しやすい環境を整える。

（7）学校史ミュージアム

歴史ある清瀬小学校には学校史の資料や農作業などの郷土関連の資料が豊富にある。学校博物館として場所を整えてこれらの資料を児童の目に届きやすいように設えることを検討する。

地域開放利用の場所に用意することで高齢者に解説してもらったり、実際に使ってみたりすることができる環境を用意したり、専用の倉庫を用意して単元に合わせて展示を企画できるようにすることも検討する。

（8）給食施設

清瀬市の給食は、調理済み加工食品、いわゆる冷凍食品と呼ばれるできあいの物は使用せず、手作りを基本とし、野菜の旬に合わせて清瀬市で収穫された地場野菜を使用すること、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できるよう適温給食を目指してきた。

今後もこの事を堅持し、子供たちに給食を通して食の大切さを伝えていく必要がある。休憩スペースを含む調理員の業務環境を改善し、食の安全性を確保して給食の品質を保ち、かつ食育活動が充実できる給食施設とする。次に整備方針を示す。

○整備方針

- ・安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食が毎日提供できる施設
- ・食物アレルギーなど一人一人のニーズに応じた合理的配慮が行える施設
- ・提供食数に応じた効率的な施設整備と運営ができる施設
- ・再生可能エネルギーの積極的採用や高効率の設備機器の導入など環境に配慮した施設
- ・地産地消を推進し、食育活動に資する施設（農家からの直送に備えて下処理室を充実する、外から調理の様子が見える給食室、給食の献立を児童に効果的に伝える工夫など）
- ・備蓄庫も含め、災害時の炊き出しで給食室が使用できる動線が可能な施設また施設内設備
- ・将来を見据えた給食調理の在り方など、長期的視野にたった十分な設備や広さが整った施設

設計にあたっては、次の課題を検討する。

○調理環境

- ・時間内に大量調理を行える調理設備と作業環境
- ・食材搬入から下処理、調理までの作業部屋が区切られており、作業動線がワンウエイとなるような施設計画
- ・衛生管理基準に従い、汚染・非汚染区域が明確に区分された施設計画
- ・アレルギー対応食の調理のための設備とスペース
- ・小学校と中学校で別献立とする場合も対応できる調理設備
- ・衛生面に配慮した熱風保管庫等、食数に応じた調理設備

○管理等機能

- ・適正な事務作業に必要となる場所と設え
- ・適切な衛生管理を実現する設備等

○食育推進のための機能

- ・子供たちが食育に触れられる掲示や話し合いができる空間、設備等

○大規模災害時の避難所利用

- ・ライフラインが途絶えた際も炊き出しができる応急的設備等

○提供食数に応じた施設整備

- ・将来の児童生徒数の変動を見据えた施設整備と安全性・効率性・経済性を考慮した最適な施設設備

○その他の留意事項

- ・食材等の搬出入車両動線と登下校時の児童生徒の動線がクロスする場所や駐停車スペースの安全性に配慮する。
- ・給食施設を小中で兼用する場合は、児童生徒それぞれに必要な栄養価を保つことができる献立の工夫を行えるようにする。

(9) 屋外教育環境

小学校の教育活動において屋外の教育環境整備が大切な課題である。現校舎の中庭には樹木が育ち、菜園等が整備されており、身近に自然が感じられるようになっている。設計では、既存樹木等の現在の環境を生かしつつ、校庭、遊具、菜園、観察園、飼育小屋、屋外用倉庫やトイレなどの構成要素について教育的要求を適宜確認しながら、清瀬市の特長である緑と生物が身近に感じられる環境づくりを行う。

基本計画では 150mトラックが敷けることを校庭の広さの目安とした。運動会等の行事も踏まえて検討する課題であるが、校庭の広さはテニスコートの配置などにも関わるため総合的に検討する。

現在、校庭の一部を芝生化している。校庭を整備する際はその利点と課題を踏まえて全面芝生化することも検討課題とする。

屋外教育環境を適切に維持管理するためには水道を適所に確保する必要がある。適切な浄水設備が必要となるが、雨水利用の可能性を含めて検討する。



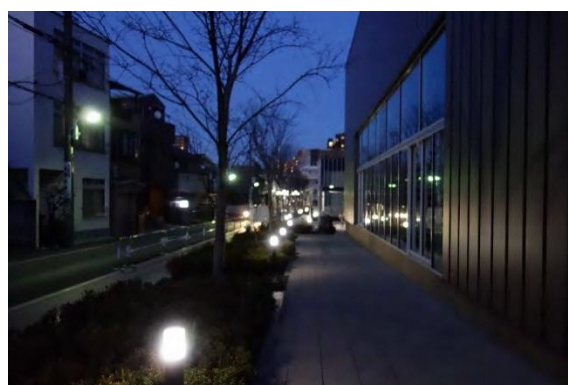
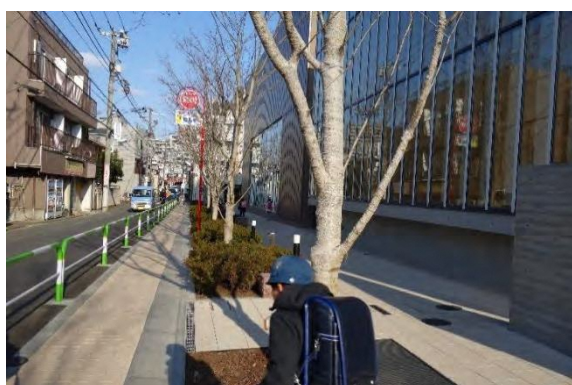
教室前に作業テラスを設けた事例



屋上に菜園を設けた事例

(10) 周辺環境

本事業に合わせて行われる周辺道路整備は校舎等の施設環境整備と一体的に行う必要がある。市役所通りやけやき通り、北側道路などの歩道と街灯の整備で通学環境の安全性を向上するとともに、学校と地域をつなげる広場を設けるなど、地域コミュニティの拠点となる空間デザインを周辺環境においても検討する。



校舎等をセットバックし、より安全に通過できる歩道を設けた事例

5-4 学校施設の地域開放と安全対策

地域開放は地域と学校の連携を高めるきっかけになる。従来の体育施設の開放から一步進んで学校図書館や特別教室等の地域開放を進めることや、散歩の途中で休憩できる場所など特に目的がなくても過ごせる地域ラウンジスペースを用意することも検討する。

一方で、こうした学校施設を作るためにも安全対策に万全を期すことが重要となる。ここではその方策についてまとめる。

(1) 清瀬市における学校施設の地域開放に関するこれまでの考え方

現在の清瀬市における学校施設の地域開放に関する規則と今後の方針を示す。

○清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則

- ・学校施設のスポーツ開放は、市内在住、在勤、在学するもので10名以上の団体とし、団体に利用責任者として成人が含まれていることとする
(団体は登録団体 登録窓口：教育委員会生涯学習スポーツ課)
- ・遊び場開放は、幼児（保護者の付き添いがあるもの）及び児童を対象

○清瀬市適正規模・適正配置に関する基本方針等

- ・コミュニティ・スクールのように学校に集う多様な専門性を持つ方々と協働し、「地域と共にある学校づくり」を進める
- ・コミュニティエリア（学童クラブ・学校図書館等）は教育エリアとは動線を分ける
教育エリアは、コミュニティエリアと併用できる施設は共同利用も想定
共同エリア（体育館・グラウンド等）は、学校と地域が棲み分けながら共同利用を想定

(2) 地域開放・安全対策の考え方

地域開放と防犯・安全対策の両立を図るための施設計画の考え方を整理する。

○地域の開放利用範囲を明確にする

- ・地域開放ゾーンとして、体育館と家庭科室、音楽室を地域開放施設と位置付ける
- ・特別教室は将来的な開放利用も視野に入れた配置が行えるようにする
- ・開放ゾーンと非開放ゾーンは、区画用の扉を設け、開放時の移動を制御する

○開放時の安全性を確保する

- ・地域開放時の利用者のチェックなど管理運用が行いやすい位置に地域連携室を設ける
- ・複数の避難経路を確保し、災害時や緊急時等に利用者が円滑に避難できるようにする

○開放時の運用・セキュリティ管理を明確にする

- ・学校使用時間帯外の利用を考慮した施設管理・運用の仕組みを検討する

○**死角をなくし、視認性を確保する**

- ・校舎内及び周辺道路から、校地内外の様子が分かるよう視認性の高いデザインとする
- ・やむを得ず死角となりそうな箇所には防犯カメラを設け、抑止効果を高める
- ・校内だけでなく清瀬中からの視認性を確保する

○**地域や清瀬中学校と連携が図りやすい環境をつくる**

- ・地域の居場所となる場所を確保し、地域と共に安全・安心を支える
- ・隣接する清瀬中と双方の利用状況等など、相互が連携・把握しやすい施設配置とする

○**安全に登下校できるアプローチ環境を用意する**

- ・出入口には門扉を設け遠隔で施錠管理し、来校者管理ができるようにする
- ・体格差の異なる児童生徒の安全性を確保できるようなアプローチとする

(3) 今後の検討課題

- ・学校教育活動に支障のない地域開放施設の管理・運用の仕組みづくりを検討する。
- ・鍵の施錠・開錠の電子化や、遠隔制御システムの導入などによる開放管理の省力化を図る。
- ・インターネットなどのデジタル技術を活用した施設予約の簡素化と予約状況の可視化などによる利便性の向上を図る。
- ・地域開放をきっかけとして、地域住民や各団体と学校の協働体制の強化を図る。
- ・校舎全体の安心安全が確保できるよう、防犯カメラの設置の在り方などを検討する。

5-5 大規模災害時の避難所利用

災害時における新しい学校施設の役割は第一に児童と教職員の生命を守り、安全に過ごせる場所を保証することである。そして指定避難所としての役割を担い、地域の安全を支えることである。清瀬小と清瀬中はともに指定避難所になっていることから避難所としても連携した使い方ができることが必要となる。

また帰宅困難な児童の居場所や児童の安否確認などについても施設面の課題となる。ここでは大規模災害時の避難所となる新校の考え方をまとめる。

(1) 大規模災害時の新校の施設の考え方

新校の施設に求められる機能的配慮を次に示す。

○児童の安全を確保する

- ・天井仕上げや造作家具などの非構造部材を含めて校舎や体育館の十分な耐震性を確保する
- ・迎えに来た保護者を含めて安全に過ごせる場所を確保する
- ・児童の安否確認など災害時の連絡が行える設備等を確保する
- ・職員室は児童の安全確保を最優先した災害対策センターと位置付ける

○多様な避難者が安心して避難できる環境をつくる

- ・体育館のほかにケアが必要な避難者が利用できる場所を用意する
- ・非常時のライフラインを確保し、バリアフリー対策を行うなど、避難生活における最低限の生活の質を確保する
- ・避難所運営の拠点となる場所を職員室等とは別に設定する

○学校の早期再開が可能となる施設計画とする

- ・地域開放スペースと重ね合わせるなどして避難所機能を集約し、学校機能と使い分けられるようにする
- ・避難者数に応じて段階的に避難所開設・縮小ができるようにする

○地域の防災拠点として連携・協働する

- ・清瀬小学校と清瀬中学校の協働作業による学校防災計画の設定を市長部局とともに検討する
- ・地域住民と協議に基づき、大規模災害時の学校と地域の役割分担を明確にする
- ・自主防災組織など地域の防災力を高めるためにも学校を拠点としたコミュニティづくりを進める

(2) 今後の検討課題

設計段階では以下に示す内容について具体的に考え方を詰めて設計に反映する。また更に課題を洗い出し検討する必要がある。

- ・避難者集中時のアプローチ動線、受け入れ場所、受付、支援物資の保管場所、荷捌きスペースや炊き出しスペース
- ・自衛隊等の支援組織が活動する校庭と避難所（体育館）の連携方法
- ・ライフライン確保の方法（井水利用、便槽ピット、非常電源、給水・給電車面の停車スペース）
- ・学校用（児童用）の備蓄物とその保管場所 など

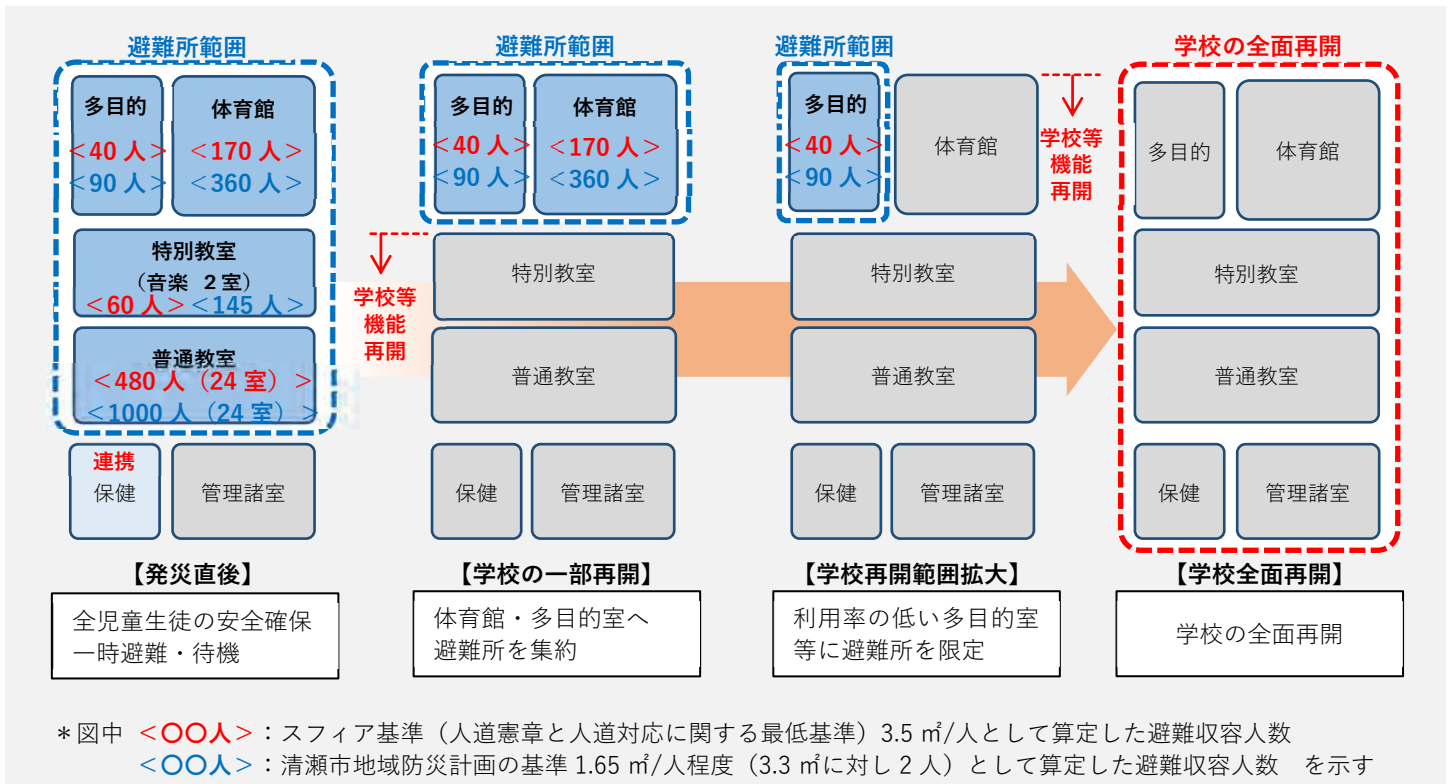
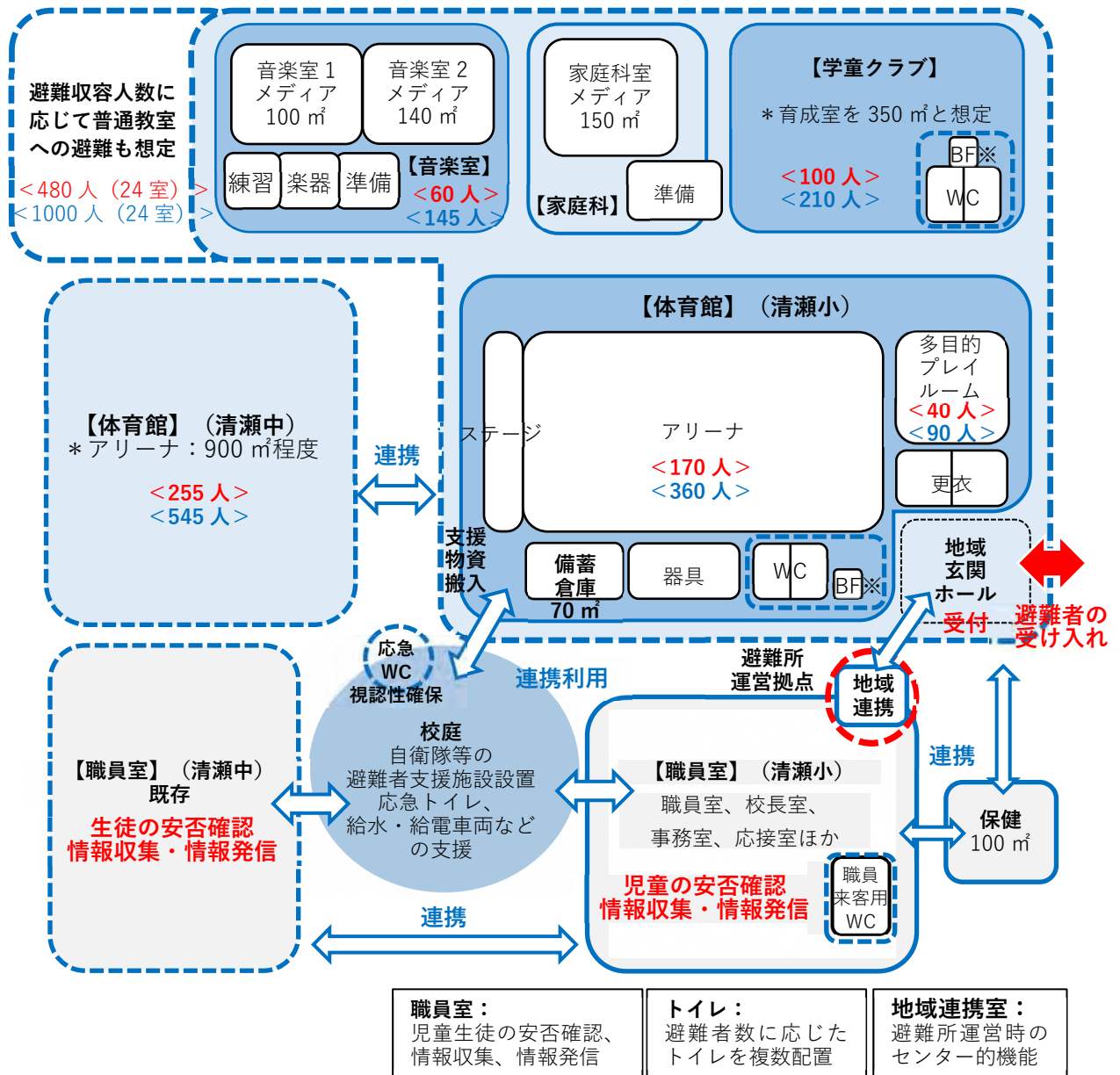


図.段階的な学校再開のイメージ

- | | | |
|----------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 音楽室 1・2：
・障害や健康状態に応じた待機/避難スペース | 家庭科：
災害時支援スペース
(焚き出しほか) | 放課後児童クラブ：
・待機/避難スペース |
| 多目的室：
・避難弱者など、障害や健康状態に応じた待機/避難スペース | | |

主たる避難所利用スペース



- | | | |
|----------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 職員室：
児童生徒の安否確認、
情報収集、情報発信 | トイレ：
避難者数に応じた
トイレを複数配置 | 地域連携室：
避難所運営時の
センター的機能 |
|----------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|

* 図中 <○○人>：スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）3.5㎡/人として算定した避難収容人数
<○○人>：清瀬市地域防災計画の基準 1.65㎡/人程度（3.3㎡に対し2人）として算定した避難収容人数

※バリアフリーWC

図.避難所と関連スペースの関係 模式図

5-6 地球環境配慮と学校施設のあり方

地球規模の気候変動、新型感染症、急激に進む世界の人口増や貧困問題など、多種多様な世界的課題に対して、私たちの社会がどのように取り組んでいくか問われている。

2015年の国連において、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」が全会一致で採択された。人類がこの地球で暮らし続けていけるための17の具体的なゴールと169のターゲットが掲げられている。「だれひとり取り残さない」というSDGsの設立理念の下、ここでは大きなエネルギーを消費する施設の整備に当たり、課題とすることを整理する。

(1) 清瀬市の取り組み

はじめに清瀬市における地球環境配慮の主な施策や取り組みを整理する。

○第二次清瀬市環境基本計画

本計画は「清瀬市環境基本条例」を根拠とし、清瀬市の自然環境保全や公害防止への対応はもとより、市や市民、事業者の環境負荷の少ない日常及び事業活動のあり方を示す計画であり、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、以下の5つの基本目標を定めている。

- 1 低炭素で環境にやさしいまちを実現する (低炭素)
- 2 持続可能な循環型のまちを実現する (循環)
- 3 人とみどりが共に育つまちを実現する (共生)
- 4 安心・安全で快適なまちを実現する (安心・安全)
- 5 環境に配慮した人と人との輪を実現する (協働)

学校においては、施設の省エネ、再生可能エネルギーの導入、環境教育・環境学習の推進と充実が求められている。

○清瀬市ゼロカーボンシティ宣言

国は2050年までに国内における温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げている。清瀬市においても、令和4年清瀬市議会第2回定例会において、脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、市が協働しながら温室効果ガスの排出を削減し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを宣言した。

○第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を根拠とし、「清瀬市長期総合計画」「清瀬市環境基本計画」を踏まえた市の事務事業における地球温暖化対策に関する個別計画で、地球温暖化対策の推進並びに市民・事業者への普及啓発を目的としている。本計画において、市は

省エネ推進及び環境配慮行動等のソフト的取り組み並びに太陽光発電システムの設置、省エネ機器への更新等のハード的取り組みの推進等により、温室効果ガスの排出量の削減を図ることとしている。学校においては、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の設置、設備の省エネ化、環境配慮行動の実施等が求められる。

○第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画（地域施策編）

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を根拠とし、「清瀬市長期総合計画」「清瀬市環境基本計画」を踏まえた市内全域の地球温暖化対策に関する個別計画で、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、市、市民及び事業者における各々の役割に応じた取り組みと目標について示し、市・市民・事業者とで、区域内で一丸となって温室効果ガスの削減に取り組むことを目的としている。本計画においては、2030年度には2013年度比で46%の温室効果ガスの削減し、2050年度には実質0とすることを目標としている。学校においては、事務事業編の内容に加え、環境学習の推進が求められている。

○多摩産材等の木材利用

「清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」で多摩産材をはじめとする国産材を公共施設に活用することが定められている。施設の木造化、木質化のほか、什器等の備品について多摩産材等の使用に努めることとしている。

（2）長寿命な施設づくり

新しい学校施設は少なくとも100年は使い続けられるように整備することが望まれる。そのためには、①十分な耐震強度と耐久性を持つ構造躯体とすること、②変化に対応できるフレキシブル（可変性）な施設とすること、③予防保全を中心とした適切な維持管理が継続して行えるようにすることが求められる。

①については、設計段階で大地震にも十分に耐えられる耐震強度や十分なコンクリートのかぶり厚さ（RC造の場合）の確保、雨掛かりなど劣化しやすい箇所・部位の対策、工事段階では品質管理を徹底すること等が求められる。

②については、将来の用途変更や間取りの変更が行いやすいように間仕切は極力耐力を負担しない乾式壁を採用すること、設備の機器や配管の更新が行いやすい設備設計とすることが求められる。

③については、定期点検を徹底し、劣化箇所の早期発見と対策措置を講じることや劣化要因となる屋上の樋の清掃等を行うことや、配管等を含む設備や衛生器具の更新を中長期スパンで計画的に行う必要がある。

（3）エコスクール

文部科学省では、地球環境に配慮した学校づくりを「エコスクール」として推進している。



図.エコスクールの考え方

*エコスクール ～環境を考慮した学校施設の整備推進（令和4年）より引用

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、施設を環境教育の教材として活用し児童の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすものである。

新校舎は、児童が安心・安全に生活でき、快適で環境負荷の少ない学校とする必要がある。そのためにも、現在の気候風土や立地条件を把握し、日当たりや風通し、断熱性・気密性の確保が重要である。設計段階において、現況を調査し、それらを踏まえた計画・設計としていく。今後の設計に際し、持続可能な施設づくりを実現していく上での検討課題を以下に示す。

①自然エネルギーの活用

○自然採光・自然通風（パッシブデザイン）

- ・教室やオープンスペースなど各室やスペースの環境づくりだけでなく、中庭などを設け、施設全体が明るく風通しのよい環境となるようにする
- ・教室と廊下間の建具や開口部の形状を工夫し、風通しのよい環境を整える
- ・温度差換気等の自然換気を誘導する際は、風向シミュレーションの検討などにより実際の効果予測の検証を図る
- ・トップライトやハイサイドライトを導入する際には、採光の確保や換気しやすい位置に設けるとともに、転落や落下に対する安全対策を行う

○環境負荷低減設備の導入（アクティブデザイン）

太陽光発電・風力発電

- ・周辺環境を踏まえ設置位置や設置角度を確定すると共に、本体荷重を踏まえた構造計画、使用室・使用範囲、費用対効果等に配慮する

太陽熱・地中熱利用等

- ・導入に際しては、清瀬市の気候や周辺建物との関係性、現地の地中状況などを踏まえ、採用を検討する

②エネルギー負荷の低減・省エネルギー型設備の導入など

○断熱・気密性能の向上

- ・熱還流率など断熱化による効果などを比較検討すると共に、内断熱・外断熱など適材適所の断熱方法を採用し日射熱の抑制を図る
- ・開口部には、複層ガラスなどを採用すると共に、児童の接触等による破損など、安全性を確保できる仕様とする

○日射・日照等の調整

- ・ライトシェルフなどの採用は、反射光の取り入れによる照明の消費エネルギーの削減や、夏期の直射日光の遮蔽による冷房負荷の低減など、費用対効果を踏まえ導入を検討する
- ・壁面緑化や屋上緑化の導入する場合は、熱負荷低減の効果と共に、水やりなどの維持管理やメンテナンス方法なども合わせて検討する



ライトシェルフ（水平庇）

○省エネルギー型設備の導入

- ・省エネルギー型の照明器具や空調設備の導入時には、使用エネルギーの削減効果と合わせて、使用範囲が切り分け可能な制御装置（スイッチ等）の配置等にも配慮する

③木材利用

○学校施設の木材利用における主な効果と意義

公立学校施設における木材利用状況（令和3年度 文部科学省）では学校施設に木材を利用する効果等について次のようにまとめている。

1 学習環境の改善

- ・柔らかくて温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成
- ・森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用

2 地場産業の活性化

- ・地域材や地場の職人の技術の活用による地場産業の振興

3 地球環境の保全

- ・鉄やアルミニウム等に比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない
- ・炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与

4 地域の風土や文化への調和

- ・学校づくりを通じた、地域のコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供

○多摩産木材等の活用

- ・多摩産木材等を積極的に学校施設に利用することは東京都や国土の森林保全につながる。設計段階では実際に必要となる木材量を把握し、産地の森林組合等と協議し供給量を確保する等の調整が必要となる。また合法木材として認定された木材を利用する等、トレーサビリティの確保に努める必要がある。
- ・一方で多摩産木材は産出量が限られるため、他の道府県産の木材を活用することも有効となる。

④雨水/中水利用・リサイクル材等の利用

○雨水/中水利用

- ・雨水使用水量に合わせた屋根集水範囲の設定を行うと共に、再生利用水の誤飲の可能性等、使用範囲の設定などにも配慮する

○リサイクル建材の利用

- ・建材の仕様については、リサイクル建材の利用促進と同時に、使用範囲や耐久性、イニシャルコストも合わせて検討する

(4) 文部科学省等の補助事業の活用

①エコスクール・プラスの認定事業（4省合同事業）

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しており、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。

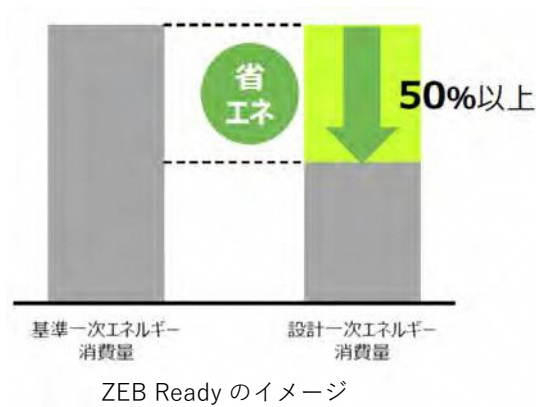
「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready を達成する事業に対し、文部科学省は単価加算措置（8%）の支援を行っている。

支援を受ける際には、市の方針や事業費など総合的な判断が必要となる。

ZEB Ready を達成する事業

○ZEB Ready の算定方法

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.5$$



一次エネルギー消費量は空調、換気、照明、給湯、昇降機を算出。再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く

・脱炭素先行地域の学校

「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校

・脱炭素先行地域以外の学校

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB※』を達成する計画を策定した学校

※ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略

5-7 ICT/教育 DX のあり方

(1) 国の動向と今日的な課題

GIGA スクール構想により PC 教室等の場所を限定した端末利用から児童一人一台の端末利用と高速大容量の通信ネットワークをベースにした ICT 環境整備が整った状況にあるが、こうした基盤を活かした教育 DX (デジタル技術を活かした学びの変革) が求められている。発達するビッグデータや AI の活用も視野に入れた柔軟な発想が求められる。そのためには教員個人ベースの取り組みから学校組織としての取り組みに変え、DX を支援する外部アドバイザーの登用などによりシステム運用の工夫を組織的に高めることが求められる。

またインターネットを介してソフトウェアを利用する SaaS (Software as a Service) が主流となると、インターネット接続方法が集約拠点を介するものから校外を含みリモート接続を可能とするクラウドベースのネットワーク構築に切り替えるなど、より柔軟な運用を可能とする基盤整備が必要となる。そのためネットワーク構成も従来の校務系と学習系を利用端末に及ぶまで論理的・物理的に分離する発想から、ネットワークシステムを一本化した上でユーザーの多要素認証やアクセス制御、不審行動の遮断などのソフトウェアベースでセキュリティを確保する方向に変わるものと思われる。こうした流れは教育活動に限らず、設備制御や防犯カメラなどにおいて遠隔監視が主流となると施設全般に影響が及ぶことになる。

(2) 清瀬市の取り組み状況

- ・清瀬市では令和 2 年 12 月に「教育の情報化推進計画」を公表している。情報活用能力や情報モラルなどの教科横断的なデジタルリテラシーの育成や教科指導における授業改善方法、家庭での取り組みや校務におけるデジタル活用など 5 か年計画として取り組む方針がまとめられている。
- ・現在の学習系システムは学校毎に外部回線に接続している。校務系については市役所と専用回線を結びオンプレミス方式 (保有サーバーで運用する方式) で運用している。そのため教員は校務用 PC と学習系のタブレット端末を利用しているが、校務用 PC は職員室の個人席に固定し、外部に持ち出せない運用としている。
- ・なお、大規模災害時において避難所として体育館等を開放した場合は学習系ネットワークを無料で開放するとしている。

(3) 新しい学校における ICT 環境の検討課題

本計画では、今後の清瀬市の学校施設整備のモデルとなる将来の発展性を備えた基幹ネットワークを構築し、いわゆる情報系の環境整備に留まらず、施設管理や防犯対策、地域開放、省エネ対策など多岐に渡り ICT/IoT を積極的に活かせる環境整備を目指すことが求められる。ICT 活用の視点を以下に示す。

①児童の個別最適な学びを支える

○一人ひとりの確かな学びを支える

- ・学びの履歴（ポートフォリオ）を活かした個人ベースの資質能力の育成をサポートする
- ・障がいの内容や不登校などに応じてデバイスのリモート運用で誰ひとり取り残さない教育活動につなげる

○デジタルリテラシーを高める

- ・プログラミング的思考能力の育成などに資する教材開発とその運用を通じた改善を継続的に行う。またその取り組みの人的サポートを行う

②協働的な学びを支える

○多様な文化的背景や価値観を持つ教育人材登用に資する

- ・世界と交流できるビデオ会議システムや Web を介したゲスト Teacher の招聘などを行う

○豊かな体験活動に資する

- ・超短焦点プロジェクタ/大型ディスプレイ等の大型教材提示装置の導入が一般的になっていることを踏まえ、VR/AR ゴーグル等の先進技術にも触れられる機会を提供する

- 校務系・学習系ネットワークの連携は、教職員が時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現できる土台になる
- いつでもどこでも安全に業務を遂行できる環境や基盤作りが、教員の負担を軽減し教育の質向上につながる

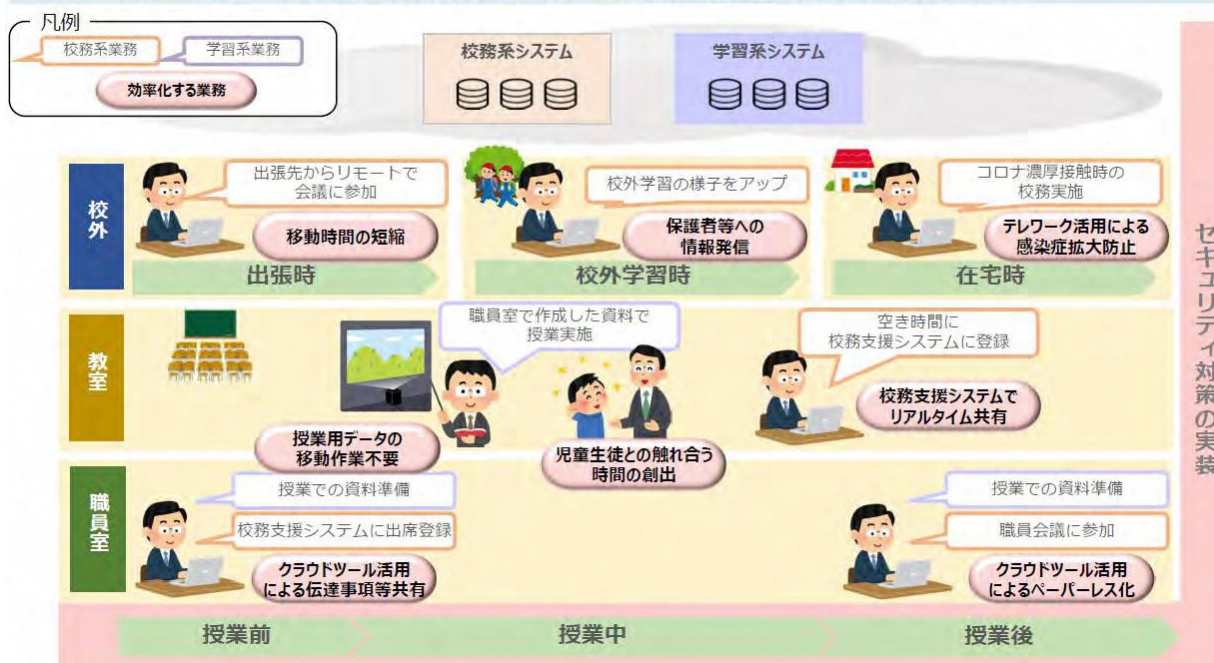


図.校務系・学習系ネットワークの連携による働き方改善イメージ

校務系・学習系ネットワークの連携に関する実証研究事業（文科省）成果報告会 2023.3.9 より

③教職員の働き方改革を支援する

○現状の課題に応えられる校務支援/学習支援システム

- ・校務系・学習系ネットワークの分離による不都合の改善を図る。具体的にはゼロトラストセキュリティの導入を検討することが考えられる

○施設管理の効率化

- ・日常的な施錠管理等の作業効率化を目指し、鍵のデジタル化による集中管理や顔認証等の生体認証キーの導入などについて検討する

④地域連携や学校施設開放の利便性を高める

○分かりやすく使いやすい予約システム

- ・Webを活用し、開放施設の空き状況の確認や開錠施錠のリモート化などを行い、利便性の向上と学校負担の軽減を図る

○学校と地域双方の利便性を高めるシステム導入

- ・学校図書館運営システム（蔵書管理・排架の効率化・タグ）、スマートロック等

⑤防犯・安全対策に資する

○不審者対応など防犯システムの構築

- ・センサー付き防犯カメラの導入などにより不審者対策を強化する

⑥施設維持管理・省エネ対策に資する

○施設の点検や修繕を効率的に実行できる維持管理システム

- ・施設の定期点検による老朽化状況をデータベース化し、建物カルテとして施設の修繕計画に活かす
- ・設計段階から BIM（Building Information Modeling※）を採用し、竣工後の建物情報として不具合箇所等の分析や施設の更新に役立てる

※3次元のデジタルモデルに仕上げや設備、コスト情報を追加し建築物のデータベースとする技術

○消費エネルギー解析に基づく自己最適化システム

- ・ネットワークを介して教育委員会事務局で消費エネルギーを一元管理する
- ・冷暖房等の設備機器をインターネットに接続し（IoT）、AIによる気象情報データ等の解析に基づく運用により省エネ対策を図る

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画

令和6年3月

清瀬市

資料の無断掲載・転用を固く禁じます。